

## 5. 学群等履修細則

### (1) 人文・文化学群履修細則

平成 19 年 4 月 1 日  
人文・文化学群部局細則第 3 号

改正 平成 20 年人文・文化学群部局細則第 3 号  
改正 平成 22 年人文・文化学群部局細則第 3 号  
改正 平成 23 年人文・文化学群部局細則第 3 号  
改正 平成 24 年人文・文化学群部局細則第 3 号  
改正 平成 25 年人文・文化学群部局細則第 1 号  
改正 平成 26 年人文・文化学群部局細則第 1 号  
改正 平成 27 年人文・文化学群部局細則第 1 号  
改正 平成 28 年人文・文化学群部局細則第 1 号  
改正 平成 28 年人文・文化学群部局細則第 2 号  
改正 平成 28 年人文・文化学群部局細則第 3 号  
改正 平成 29 年人文・文化学群部局細則第 1 号  
改正 平成 30 年人文・文化学群部局細則第 1 号  
改正 平成 31 年人文・文化学群部局細則第 1 号  
改正 令和 2 年人文・文化学群部局細則第 1 号  
改正 令和 3 年人文・文化学群部局細則第 1 号  
改正 令和 4 年人文・文化学群部局細則第 1 号  
改正 令和 4 年人文・文化学群部局細則第 2 号

### 人文・文化学群履修細則

#### (趣旨)

第 1 条 この部局細則は、筑波大学学群学則（平成 16 年法人規則第 10 号。以下「学群学則」という。）第 1 条の 2 第 1 項、第 25 条、第 25 条の 2、第 28 条、第 31 条、第 33 条、第 35 条第 3 項、第 39 条及び第 40 条の規定に基づき、人文・文化学群における人材養成に関する目的その他教育研究上の目的（次条において「人材養成目的」という。）、教育課程の編成及びその履修に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (人材養成目的)

第 1 条の 2 学群においては、学群学則第 1 条の 2 第 1 項に基づき、4 年間の多様で質の高い教育を通して、優れたコミュニケーション能力と人に対する豊かな洞察力をもち、国際的にも活躍できる人材を養成することを目的とする。

2 各学類の人材養成目的は、次の表のとおりとする。

学 類	人材養成目的
人文学類	「人間とは何か」という問いを根底におき、人間存在とその諸活動の所産としての文化全般について主体的に考察しうるとともに、グローバル化が進展する世界における諸問題に積極的に関与し発言しうる、真に教養のある人材を養成することを目的とする。
比較文化学類	人類が築いてきた様々な文化を、「学際性」と「現代性」という問題意識のもとに比較・検討し、それを通じてひとつの学問分野に閉ざされることのない、開かれた知と批判的思考力を持った人材を育成する。また、国際的なコミュニケーション能力によって、グローバル化する社会に求められる問題解決能力と交渉力を備えた人材を養成することを目的とする。
日本語・日本文学学類	日本における言語・文化事象を総合的に捉え、グローバルな視点で理解する力を養う。これにより、多文化共生社会を見据えたうえで、異言語・異文化を背景とする人たち、次世代の人たちと課題を共有し、ともに解決していくことのできる文化の創造者たる人材を養成することを目的とする。

(主専攻分野)

第2条 学群学則第25条の部局細則で定める主専攻分野は、次の表のとおりとする。

学 類	主 専 攻 分 野
人 文 学 類	哲学、史学、考古学・民俗学、言語学
比 較 文 化 学 類	比較文化
日 本 語 ・ 日 本 文 化 学 類	日本語・日本文化学 日本語教師養成

(履修方法等)

第3条 主専攻分野別の「専門科目」、「専門基礎科目」及び「基礎科目」ごとの卒業に必要な履修科目及び修得単位数は、別表第1のとおりとする。

2 人文学類にあつては、主専攻分野を選択するにあたって、あらかじめ履修すべき授業科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。

(履修科目の登録の上限)

第4条 学群学則第33条第1項の部局細則で定める履修科目の登録の上限は、45単位とする。

2 学群学則第33条第2項の部局細則で定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び単位数は、別表第3のとおりとする。

(主専攻分野以外の学際的な分野に係る履修方法等)

第5条 主専攻分野以外の分野で、学際的な分野を選択しようとする学生の取扱いについては、学類教育会議及び学群運営委員会の議を経て、学群長がその都度定める。

(成績の評価)

第6条 学群学則第35条第3項の部局細則で定めるP及びFの評語を用いることができる授業科目は、「ファーストイヤーセミナー」、「学問への誘い」、「Japan-Expert ファーストイヤーセミナー」並びに日本語・日本文化学類開設の「総合演習導入Ⅰ、Ⅱ」とする。

(早期卒業)

第7条 学群学則第40条に規定する早期卒業の対象者及び基準は、別表第4のとおりとする。

(雑則)

第8条 この部局細則に規定するもののほか、主専攻分野の選択時期、早期卒業の申請時期、卒業研究の選択及び提出時期、履修科目の登録の上限45単位に含めない科目、その他学類における授業科目の履修に関し必要な事項は学類教育会議の議を経て、学類長が定め学内に公示するものとする。

附 則

この部局細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平20. 2. 12 人文・文化学群部局細則第3号）

この部局細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平22. 2. 19 人文・文化学群部局細則第3号）

この部局細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平23. 2. 23 人文・文化学群部局細則第3号）

この部局細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平24. 2. 22 人文・文化学群部局細則第3号）

この部局細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平25. 1. 31 人文・文化学群部局細則第1号）

この部局細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平26. 2. 27 人文・文化学群部局細則第1号）

この部局細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平27. 1. 22 人文・文化学群部局細則第1号）

この部局細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平28. 1. 21 人文・文化学群部局細則第1号）

この部局細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平28. 3. 3 人文・文化学群部局細則第2号）

この部局細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平28. 6. 23 人文・文化学群部局細則第3号）

この部局細則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平29. 2. 17 人文・文化学群部局細則第1号）

この部局細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平30. 2. 7 人文・文化学群部局細則第1号）

この部局細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平31. 3. 5 人文・文化学群部局細則第1号）

この部局細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令2. 1. 23 人文・文化学群部局細則第1号）

この部局細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令3. 2. 8 人文・文化学群部局細則第1号）

この部局細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令4. 1. 27 人文・文化学群部局細則第1号）

この部局細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令4.12. 22 人文・文化学群部局細則第2号）

この部局細則は、令和5年4月1日から施行する。







(人文学類)

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数										計			合計					
	専門基礎科目					共通科目					関連科目								
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	必修科目	単位数	選択科目		単位数	自由科目	必修科目	単位数	選択科目
次に掲げるもののうちから人文学類長が指定する授業科目	10	18	次に掲げるものうちから人文学類長が指定する授業科目	11	—	総合科目(アークライゼンナ、学問への誘い)	2	総合科目(学士基礎科目)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			AB5 AB90	0~7		体育	2	体育(自由)	0~14										
卒業論文(〇〇)			(必修科目として指定する科目を除く)			第1外国語	4	外国語											
						第2外国語	4	芸術											
〇〇研究						情報	4												
—a			AB72			国語 I・II	2												
〇〇研究			AB91																
—b			AB92																
			AB93																
			AB94																
			AB95																
			AB96																
			AB97																
			AB98																
			AB99																
			次に掲げるものうちから人文学類長が指定する授業科目(AB5、AB90を除く)																
			26~60																
			AB6																
			AB7																
			AB8																
			AB9																
			AC60																
			AC61																
			AC62																
			EE21																
単位合計	10	44~78		11~18	0		18		1~17	0	0	0	0	6~34	28	96	0	124	

(注)

- この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数値を表す。
- 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
- 各科目欄に掲げる記号及び番号は授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。

- 「総合科目」、「体育」、「第1外国語」、「第2外国語」、「情報」及び「国語」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。





(日本語・日本文化学類) Japan-Expert (学士) プログラム日本語教師養成コース

専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数										基礎科目			共通科目			関連科目			計											
	専門科目					専門基礎科目					基礎科目			共通科目			関連科目			計											
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	自由科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	自由科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数			
日本語教師養成	卒業論文	6	AE13, AE14	32~52			日本語・日本文化研究法	1	AE56	4		総合科目(Japan-Expert フナー・ストイヤー・セミナー、フナー・ストイヤー・セミナー、学問への誘い)	3																		
			AE18	3			Japan-Expert 総論	1	AE53	3																					
			AE10A	1					AE54	3		体育																			
			AE10B	3					AE55	1		第1外国語(日本語)	15																		
			AE10C	3					AE5	5~19		第2外国語(英語)	4																		
			AE10D	3					AB50			情報	4																		
			AE10E	3					AB60																						
			AB61~69	0~20					AB70																						
			AB71~79						AB80																						
			AB81~89						AB90																						
		AB91~99						AC50																							
		AC60~66						AC56																							
		BB111~						BB110																							
		BB119																													
		BB16, BB19																													
単位合計	6		48~75	0				2	16~30	0		29		1~11	0		0		0	6~34	0		37		98		0		135		

- (注) この表に掲げる単位は、卒業に必要な最少の数を表す。
- 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
  - 各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。
  - 「総合科目」、「体育」、「外国語」、「情報」、「国語」、及び「芸術」は、それぞれ当該授業科目として開設しているもののうちから履修する。
  - AB, AC, BB1で始まる授業科目については、当該開設学類における履修制限等の指示に従うものとする。
  - 「日本面実習」「書A・B・C」は、共通科目の「芸術」とはならない。
  - 関連科目は、Japan-Expert共通科目として指定した授業科目の中から1単位以上を含むこと。

別表第2 (第3条2項関係)  
(人文学類)

学 類	主 専 攻 分 野	主 専 攻 分 野 の 選 択 条 件 と し て 履 修 す べ き 指 定 科 目 及 び 単 位 数																	
		専 門 科 目					基 礎 科 目												
		必 修 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	自 由 科 目	単 位 数	区 分	共 通 科 目	必 修 科 目	単 位 数	自 由 科 目	単 位 数	関 連 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	自 由 科 目	単 位 数
人 文 学 類	哲 学	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	史 学	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	考 古 学 ・ 民 俗 学	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	言 語 学	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. この表に掲げる単位数は、主専攻分野の選択に必要な最少の数値を表す。  
2. この表の各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを示す。

別表第3（第4条第2項関係）

学 類	要 件	単 位 数
人文学類	(1) 前年度において、卒業要件として修得すべき単位を 36 単位以上修得し、その 80%以上が「A+」「A」の評価で修得していること。	5 4 単位
	(2) 学類長が特別な事情があると認めた者。	
比較文化学類	(1) 前年度において、卒業要件として修得すべき単位を 40 単位以上修得し、前年度の総修得単位の 80%以上が「A+」「A」の評価で修得していること。	5 4 単位
	(2) 学類長が特別な事情があると認めた者。	
日本語・日本文化学類	(1) 前年度において、卒業要件として修得すべき単位を 40 単位（秋学期入学者の1年次にあつては20単位）以上修得し、その 80%以上が「A+」「A」の評価で修得していること。	学類長が個別に上限を決定する
	(2) 学類長が特別な事情があると認めた者。	

別表第4（第7条関係）

学 類	対 象 者	基 準
人文学類	<p>(1) 2年次を終了する時点において、当該主専攻が指定する専門基礎科目 12 単位を修得し、かつ当該主専攻が指定する専門科目をほぼ修得している者。</p> <p>(2) 2年次の終了時までには修得した単位のうち、卒業の要件となる単位を、90%以上が「A+」「A」の評価で修得している者。</p>	<p>(1) 本学に3年以上在学し、卒業の要件として定められている所定の単位を、90%以上が「A+」「A」の評価で修得したと認められること。</p> <p>(2) 修得した専門科目及び専門基礎科目の合計単位を90%以上が「A+」「A」の評価の優秀な成績で修得したと認められること。</p> <p>(3) 卒業論文の内容が特に優秀であると認められること。</p>
比較文化学類	<p>2年次終了時までには卒業の要件として必要な単位数を90単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位のうち、80%以上を「A+」「A」の評価で修得している者。</p>	<p>(1) 学類の卒業要件を満たしていること。</p> <p>(2) 卒業論文が優秀であること。</p>
日本語・日本文化学類	<p>(1) 2年次終了時までには卒業の要件として必要な単位数を100単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位のうち、90%以上を「A+」「A」の評価で修得している者。</p> <p>(2) 秋学期入学者にあつては、3年次秋学期終了時までには各年次に指定された必修科目をすべて含む卒業要件科目を100単位（ただし、日本語教師養成主専攻の学生にあつては110単位）以上修得し、かつ、その修得すべき単位のうち、70%以上が「A+」「A」の評価であること及び3年次春学期から卒業論文演習（または卒業研究演習）を履修し、4年次秋学期終了時までには卒業要件を満たすことが見込める者。</p>	<p>(1) 学類の卒業要件を満たしていること。</p> <p>(2) 卒業論文（または卒業研究）が極めて優秀であること。</p> <p>(3) 授業に対する日常的な取り組みが極めて優秀であること。</p>

(2) 社会・国際学群履修細則

〔平成19年4月1日〕  
社会・国際学群部局細則第3号

- 改正 平成20年社会・国際学群部局細則第3号
- 改正 平成21年社会・国際学群部局細則第3号
- 改正 平成22年社会・国際学群部局細則第3号
- 改正 平成23年社会・国際学群部局細則第3号
- 改正 平成24年社会・国際学群部局細則第3号
- 改正 平成24年社会・国際学群部局細則第4号
- 改正 平成25年社会・国際学群部局細則第2号
- 改正 平成25年社会・国際学群部局細則第3号
- 改正 平成26年社会・国際学群部局細則第1号
- 改正 平成27年社会・国際学群部局細則第1号
- 改正 平成27年社会・国際学群部局細則第2号
- 改正 平成28年社会・国際学群部局細則第1号
- 改正 平成28年社会・国際学群部局細則第2号
- 改正 平成29年社会・国際学群部局細則第1号
- 改正 平成30年社会・国際学群部局細則第1号
- 改正 平成31年社会・国際学群部局細則第1号
- 改正 令和2年社会・国際学群部局細則第1号
- 改正 令和3年社会・国際学群部局細則第1号
- 改正 令和3年社会・国際学群部局細則第2号
- 改正 令和3年社会・国際学群部局細則第3号
- 改正 令和5年社会・国際学群部局細則第1号

社会・国際学群履修細則

(趣旨)

第1条 この部局細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第1条の2第1項、第25条、第25条の2、第28条、第31条、第33条、第35条第3項、第39条及び第40条の規定に基づき、社会・国際学群（以下「学群」という。）における人材養成に関する目的その他教育研究上の目的（次条において、「人材養成目的」という。）、教育課程の編成及びその履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(人材養成目的)

第1条の2 学群学則第1条の2第1項に基づき、学群の人材養成目的は、現代社会や世界で生起する諸問題を的確に把握する理解力と独創的な分析能力を備え、社会の要請に対応できる人材を養成する。

2 各学類の人材養成目的は、次の表のとおりとする。

学 類	人材養成目的
社会学類	社会学・法学・政治学・経済学の専門知識を集中的に深める教育を提供するだけでなく、各分野の基礎知識を総合的に修得するための横断的な教育も併せて実施することで、社会科学全般のジェネラルな視点に裏打ちされた高い専門性を発揮しうるグローバル（グローバル＋ローカル）志向の人材を養成する。
国際総合学類	グローバリゼーションとともに複雑化する国際的な諸問題に対して、問題の本質を発見する洞察力と情報分析能力を身に付け、先見性と独自性に富む解決策を他者に伝えるコミュニケーション能力を備えた、文理融合型の実践的な人材を養成する。

(主専攻分野)

第2条 学群学則第25条の部局細則で定める主専攻分野は、次の表のとおりとする。

学 類	主 専 攻 分 野
社 会 学 類	社会学、法学、政治学、経済学
国際総合学類	国際関係学、国際開発学

2 前項に定めるもののほか、学群に各学類共通の国際社会科学主専攻を置く。

(履修方法等)

第3条 学群における主専攻分野別の「専門科目」、「専門基礎科目」及び「基礎科目」ごとの卒業に必要な履修科目及び修得単位数は、別表第1のとおりとする。ただし、学群に置かれる国際社会科学主専攻（以下「国際社会科学主専攻」という。）にあつては、別表1-1のとおりとする。

(主専攻分野の選択条件)

第4条 社会学類にあつては、学生が第2条第1項の主専攻分野を選択するにあたって、あらかじめ、履修すべき授業科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。

ただし、入学した年次において、主専攻分野が決定している者にあつては、この限りではない。

(履修科目の登録の上限)

第5条 学群学則第33条第1項の部局細則で定める履修科目の登録の上限は、45単位とする。

2 学群学則第33条第2項の部局細則で定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び単位数は、別表第3のとおりとする。ただし、国際社会科学主専攻にあつては、別表3-1のとおりとする。

(成績の評価)

第6条 学群学則第35条第3項の部局細則で定めるP及びFの評語を用いることができる授業科目は、「ファーストイヤーセミナー」、「学問への誘い」、「社会学の最前線チュートリアル」、「法学の最前線チュートリアル」、「政治学の最前線チュートリアル」、「経済学の最前線チュートリアル」、「国際学Iチュートリアル」、「国際学IIチュートリアル」、「国際学IIIチュートリアル」及び「国際学IVチュートリアル」とする。

2 GPA制度における学群の学期GPA及び累積GPAの対象から除かれる科目（以下この項において「学期GPA及び累積GPA除外科目」という。）は指定しない。ただし、国際社会科学主専攻にあつては、基礎科目の関連科目を学期GPA及び累積GPA除外科目として指定する。

(早期卒業)

第7条 学群学則第40条に規定する早期卒業の対象者及び基準は、別表第4のとおりとする。ただし、国際社会科学主専攻にあつては、別表4-1のとおりとする。

(雑則)

第8条 この部局細則に規定するもののほか、学類における授業科目の履修に関し必要な事項は、学類教育会議の議を経て、学類長が定め、学内に公示するものとする。

附 則

この部局細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平20. 2. 4 社会・国際学群部局細則第3号）

この部局細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平21. 1. 28 社会・国際学群部局細則第3号）

この部局細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平 22. 2. 24 社会・国際学群部局細則第 3 号）  
この部局細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 23. 2. 23 社会・国際学群部局細則第 3 号）  
この部局細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 23. 9. 28 社会・国際学群部局細則第 3 号）  
この部局細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 24. 6. 27 社会・国際学群部局細則第 4 号）  
この部局細則は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平 25. 1. 23 社会・国際学群部局細則第 2 号）  
この部局細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 25. 6. 26 社会・国際学群部局細則第 3 号）  
1. この部局細則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。  
2. 平成 25 年 3 月 31 日以前に学群に入学した者については、この部局細則による改正後の社会・国際学群履修細則別表 4-1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平 26. 2. 19 社会・国際学群部局細則第 1 号）  
1. この部局細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。  
2. この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 27. 3. 4 社会・国際学群部局細則第 1 号）  
1. この部局細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
2. この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 27. 7. 24 社会・国際学群部局細則第 2 号）  
1. この部局細則は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。  
2. この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 28. 1. 13 社会・国際学群部局細則第 1 号）  
1. この部局細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。  
2. この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 28. 3. 2 社会・国際学群部局細則第 2 号）  
1. この部局細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。  
2. この部局細則による改正後の社会・国際学群履修細則別表第 3 及び第 4 に定める社会学類に関する事項は、平成 25 年度入学者から適用する。

附 則（平 29. 2. 17 社会・国際学群部局細則第 1 号）  
1. この部局細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。  
2. この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 30. 2. 16 社会・国際学群部局細則第 1 号）  
1. この部局細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  
2. この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 31. 3. 5 社会・国際学群部局細則第 1 号）  
1. この部局細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。  
2. この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令 2. 1. 8 社会・国際学群部局細則第 1 号）  
1. この部局細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
2. この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令 3. 1. 4 社会・国際学群部局細則第 1 号）  
1. この部局細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
2. この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令 3. 1.28 社会・国際学群部局細則第 2 号）  
1. この部局細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。  
2. この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令 3.11.24 社会・国際学群部局細則第 3 号）  
1. この部局細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。  
2. この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令 5.1.31 社会・国際学群部局細則第 1 号）  
1. この部局細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。  
2. この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

別表第1 (第3条関係)

(社会学類)

専攻分野	卒業に必要な履修科目及び必修得単位数										計			合計						
	専門科目				専門基礎科目				共通科目		基礎科目									
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目		単位数	自由科目	単位数			
社会学	卒業論文	6	B B1	30~56	社会学基礎論	4	法学概論	6~12	総合科目 (フアースト イヤーセミナー、学問への誘い)	2	総合科目 (学士基礎 科目)	1~3	数値に関する 科目	0~8	0	32	94	0	126	
	卒業論文演習	4	社会学調査実習、社会学演習から12単 位修得すること。		現代社会論		民事法概論							A、B C、C、 H、W、Y、 8、9 9	10~ 20					
	社会学研究法	2	(必ず社会学演習 を6単位以上含める こと)				政治学概論													
			B B2	19~44			国際政治史							E、F、G	2~10					
		B B3				経済学基礎論		体育	2	体育	0~2									
		B B4				現代経済史		第1外国語	4	外国語	0~6									
						社会学の最前 線	2~4	第2外国語	4	国語	0~2									
						法学の最前線		情報	4	芸術	0~2									
						社会学の最前 線 ア ル 法 学 の 最 前 線 ア ル チ ュ ー ト リ ア ル 政 治 学 の 最 前 線 ア ル チ ュ ー ト リ ア ル 経 済 学 の 最 前 線 ア ル	0~4													
単位合計	12		49~74		4		8~20		16		1~15			0		32	94	0	126	

(社会学類)

卒業に必要な履修科目及び修得単位数																								
主専攻分野	専門科目			専門基礎科目			共通科目			基礎科目			関連科目			計								
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数						
法学	-	BB2 憲法I、 憲法II、 民法総則、 刑法総論か ら4単位以上 40 ～ 62	法学概論 民事法概論	4	-	社会学基礎論	6～ 12	-	総合科目 (フアーストイ ヤーセミナー、 学問への誘い)	2	総合科目(学士 基礎科目)	1～ 3	-	-	教職に関する 科目	0～ 8	-	-	20	106	0	126		
						現代社会論					政治学概論												国際政治史	経済学基礎論
		BB1 BB3 BB4 (専門基礎科目 として指定され ている科目を除 く)				社会学の最前線	2～ 4																	
		AB00 AB60 BC11				社会学の最前線 社会学の最前線 社会学の最前線 社会学の最前線 社会学の最前線 社会学の最前線	0～ 4																	
単位合計	0	61～84	0	4	0	8～20	0	16	1～15	0	0	0	0	0	12～36	0	0	20	106	0	126			

(社会学類)

卒業に必要な履修科目及び修得単位数																									
主専攻分野	専門科目			専門基礎科目			共通科目			基礎科目			関連科目			計			合計						
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数		必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数
政治学	—	—	政治学概論 国際政治史	4	—	—	総合科目 (フアーストイヤーセミナー、 学期への誘い)	2	総合科目(学士 基礎科目)	1~3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	6~12	社会学基礎論 現代社会学 法学概論 民法概論 経済学基礎論 現代経済史	6~12	—	—	体育	2	体育	0~2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	24~42	社会学の最前線 法学の最前線 政治学の最前線 経済学の最前線	2~4	—	—	第1外国語	4	外国語	0~6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	31~54	社会学の最前線 法学の最前線 政治学の最前線 経済学の最前線	0~4	—	—	第2外国語	4	国語	0~2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	61~84	社会学の最前線 法学の最前線 政治学の最前線 経済学の最前線 トリアル	8~20	—	—	情報	4	芸術	0~2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
単位合計	0	61~84	0	4	0	16	1~15	0	0	0	0	0	0	0	12~36	0	0	0	20	106	0	0	0	0	126

(社会学類)

卒業に必要な履修科目及び修得単位数																		
主専攻分野	専門基礎科目				基礎科目				関連科目				合計					
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数		自由科目	単位数			
経済学	—	32～62	BB4 (ただしミクロ経済学、マクロ経済学、経済統計論のうちから4単位以上、さらに経済学演習を8単位以上含めること) BC、FH (これらのうち別途指定する科目のみ)	4	経済学基礎論 現代経済史	2	総合科目 (フアーストイヤーセミナーの勝い)	1～3	総合科目 (学上基礎科目)	2	総合科目 (フアーストイヤーセミナーの勝い)	2	総合科目 (学上基礎科目)	1～3	20	0	126	
	—	29～50	BB1	4	社会学基礎論	2	総合科目 (フアーストイヤーセミナーの勝い)	1～3	総合科目 (学上基礎科目)	2	総合科目 (フアーストイヤーセミナーの勝い)	2	総合科目 (学上基礎科目)	1～3	20	0	126	
	—	—	BB2	4	現代社会学論	2	総合科目 (フアーストイヤーセミナーの勝い)	1～3	総合科目 (学上基礎科目)	2	総合科目 (フアーストイヤーセミナーの勝い)	2	総合科目 (学上基礎科目)	1～3	20	0	126	
	—	—	BB3	4	法学概論	2	総合科目 (フアーストイヤーセミナーの勝い)	1～3	総合科目 (学上基礎科目)	2	総合科目 (フアーストイヤーセミナーの勝い)	2	総合科目 (学上基礎科目)	1～3	20	0	126	
	—	—	—	4	民法概論	2	総合科目 (フアーストイヤーセミナーの勝い)	1～3	総合科目 (学上基礎科目)	2	総合科目 (フアーストイヤーセミナーの勝い)	2	総合科目 (学上基礎科目)	1～3	20	0	126	
	—	—	—	4	政治学概論	2	総合科目 (フアーストイヤーセミナーの勝い)	1～3	総合科目 (学上基礎科目)	2	総合科目 (フアーストイヤーセミナーの勝い)	2	総合科目 (学上基礎科目)	1～3	20	0	126	
	—	—	—	4	国際政治史	2	総合科目 (フアーストイヤーセミナーの勝い)	1～3	総合科目 (学上基礎科目)	2	総合科目 (フアーストイヤーセミナーの勝い)	2	総合科目 (学上基礎科目)	1～3	20	0	126	
	—	—	—	4	社会学の最前線	2	総合科目 (フアーストイヤーセミナーの勝い)	1～3	総合科目 (学上基礎科目)	2	総合科目 (フアーストイヤーセミナーの勝い)	2	総合科目 (学上基礎科目)	1～3	20	0	126	
	—	—	—	4	法学の最前線	2	総合科目 (フアーストイヤーセミナーの勝い)	1～3	総合科目 (学上基礎科目)	2	総合科目 (フアーストイヤーセミナーの勝い)	2	総合科目 (学上基礎科目)	1～3	20	0	126	
	—	—	—	4	政治学の最前線	2	総合科目 (フアーストイヤーセミナーの勝い)	1～3	総合科目 (学上基礎科目)	2	総合科目 (フアーストイヤーセミナーの勝い)	2	総合科目 (学上基礎科目)	1～3	20	0	126	
—	—	—	4	経済学の最前線	2	総合科目 (フアーストイヤーセミナーの勝い)	1～3	総合科目 (学上基礎科目)	2	総合科目 (フアーストイヤーセミナーの勝い)	2	総合科目 (学上基礎科目)	1～3	20	0	126		
—	—	—	4	社会学の最前線 チュートリアル	2	総合科目 (フアーストイヤーセミナーの勝い)	1～3	総合科目 (学上基礎科目)	2	総合科目 (フアーストイヤーセミナーの勝い)	2	総合科目 (学上基礎科目)	1～3	20	0	126		
—	—	—	4	法学の最前線 チュートリアル	2	総合科目 (フアーストイヤーセミナーの勝い)	1～3	総合科目 (学上基礎科目)	2	総合科目 (フアーストイヤーセミナーの勝い)	2	総合科目 (学上基礎科目)	1～3	20	0	126		
—	—	—	4	政治学の最前線 チュートリアル	2	総合科目 (フアーストイヤーセミナーの勝い)	1～3	総合科目 (学上基礎科目)	2	総合科目 (フアーストイヤーセミナーの勝い)	2	総合科目 (学上基礎科目)	1～3	20	0	126		
—	—	—	4	経済学の最前線 チュートリアル	2	総合科目 (フアーストイヤーセミナーの勝い)	1～3	総合科目 (学上基礎科目)	2	総合科目 (フアーストイヤーセミナーの勝い)	2	総合科目 (学上基礎科目)	1～3	20	0	126		
単位合計	0	61～84	—	4	8～20	16	—	1～15	0	—	—	—	—	12～36	20	106	0	126

(注)

- この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の単位数を表す。
- 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
- 各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。
- 「総合科目」、「体育」、「外国語」、「情報」、「国語」及び「芸術」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。







別表第2 (第4条関係)

学 類	主 専 攻 分 野	主 専 攻 分 野 の 選 択 条 件 と し て 履 修 す べ き 指 定 科 目 及 び 単 位 数																
		専 門 科 目				専 門 基 礎 科 目				基 礎 科 目				関 連 科 目				
		単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	自 由 科 目	単 位 数	自 由 科 目	単 位 数	自 由 科 目	必 修 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	必 修 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	自 由 科 目
社 会 学 類	社 会 学	30単位 (専門科目及び専門基礎科目 (社会学基礎論及び現代社会論を含む。) の12単位を含む。)																
	法 学	30単位 (専門科目 (憲法Ⅰ、憲法Ⅱ、民法総則、刑法総論) の中から4～6単位及び専門基礎科目 (法学概論、民法概論を含む。) の8単位を含む。)																
	政 治 学	30単位 (専門科目及び専門基礎科目 (政治学、政治外交史を含む。) の12単位を含む。)																
	経 済 学	30単位 (専門科目及び専門基礎科目 (経済学基礎論、現代経済史を含む。) の12単位を含む。)																

- (注) 1. この表に掲げる単位数は、主専攻分野の選択に必要な最少の数値を表す。  
 2. この表の各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを示す。

別表第3（第5条第2項関係）

学 類	要 件	単 位 数
社会学類	(1) 前年度の年間G P Aが3. 6以上である者で、クラス担任の許可を得た者。 (2) クラス担任が特別な事情があると認めた者。	5 5 単位
国際総合学類	(1) 前年度において、卒業の要件として修得すべき単位数を40単位以上修得していること、かつ、前年度において、卒業の要件として修得した単位の80%以上が「A」以上の評価である者 (2) 学類長が特別な事情があると認めた者	5 5 単位

別表第3-1（第5条第2項関係）

(社会国際学教育プログラム)

主専攻分野	要 件	単 位 数
国際社会科学主専攻	(1) 前年度修得科目数の50%以上を「A」以上の評価をもって修得した者で、クラス担任の許可を得た者。 (2) クラス担任が特別な事情があると認めた者。	5 5 単位

別表第4（第7条関係）

学 類	対 象 者	基 準
社会学類	<p>(1) 3年次末卒業を希望する者（秋学期入学者を除く）は、2年次までの修得単位数と3年次の申請予定単位数の合計が卒業要件を満たし、かつ申請時までの累積GPAが4.0以上である者。</p> <p>(2) 4年次春学期末卒業を希望する者（秋学期入学者を含む）は、3年次までの修得単位数と4年次春学期の申請予定単位数の合計が卒業要件を満たし、かつ、申請時までの累積GPAが4.0以上である者。</p> <p>(3) 秋学期入学の学生で、4年次秋学期末卒業を希望する者は、3年次までの修得単位数と4年次秋学期の申請予定単位数の合計が卒業要件を満たし、かつ、申請時までの累積GPAが3.8以上である者。</p>	<p>本学に3年以上在学し、卒業判定時での修得単位数が卒業要件を満たしている、かつ累積GPAが4.0以上であること。</p> <p>ただし、秋学期入学の学生で、4年次秋学期末卒業を希望する者については、累積GPAが3.8以上であること。</p>
国際総合学類	<p>(1) 1年次に修得した総単位数のうち80%以上が「A」以上の成績であること。該当者に対しては、2年次で「国際学ゼミナールⅠ」の受講を認めるので、同ゼミナールに登録し、単位を修得した者。</p> <p>(2) 上記(1)を満たした上で、2年次に修得した総単位のうち80%以上が「A」以上の成績であること。該当者に対しては3年次で「国際学ゼミナールⅡ」の受講を認めるので、同ゼミナールに登録し、単位を修得した者。</p> <p>(3) 3年次に、通常の4年次卒業者と同一スケジュールで、「卒業論文」を提出できる見込みのある者。</p> <p>(4) 秋学期入学者で4年次秋学期卒業の場合は、上記規定にかかわらず、「国際学ゼミナールⅠ」又は「独立論文」を2年次春学期から履修し、「国際学ゼミナールⅡ」を3年次春学期から履修し、通常の4年次と同じスケジュールで「卒業論文」を提出する者。</p> <p>(5) 地域研究イノベーション学位プログラム（ASIP）生として選抜され、4年次春学期卒業の場合は、上記規定にかかわらず、「国際学ゼミナールⅠ」と「独立論文」を3年次までに履修し、優秀な成績で合格し、「卒業論文」を4年次の5月までに提出する見込みがあり、かつ学類長が特別に認めた者。</p>	<p>(1) 1年次に修得した総単位数のうち80%以上が「A」以上の評価で、また2年次に修得した総単位数のうち80%以上が「A」以上の成績であること。</p> <p>(2) 3年次末（又はその他）の卒業時点で、修得した総単位のうち80%以上が「A」以上の成績であること。</p> <p>(3) 卒業に必要な総単位数及び科目区分ごとの単位数を修得していること。</p> <p>(4) 秋学期入学者で4年次秋学期卒業の場合は、上記規定にかかわらず、4年次秋学期までに優秀な成績で卒業要件を満たしていること。</p> <p>(5) 地域研究イノベーション学位プログラム（ASIP）生として選抜され、4年次春学期卒業の場合は、上記規定にかかわらず、4年次春学期終了時点までに優秀な成績で卒業要件を満たしていること。</p>

別表第4-1 (第7条関係)

(社会国際学教育プログラム)

主専攻分野	対 象 者	基 準
国際社会科学主専攻	<p>3年間の在籍で卒業する場合</p> <p>(1) 1年次に修得した総単位数のうち80%以上が「A」以上の成績であること。該当者に対しては、2年次に「ゼミナールA, B, C」の受講を認めるので、同ゼミナールに登録し、単位を修得した者。</p> <p>(2) 上記(1)を満たした上で、2年次に修得した総単位のうち80%以上が「A」以上の成績であること。該当者に対しては3年次に「ゼミナールD, E, F」の受講を認めるので、同ゼミナールに登録し、単位修得が見込まれる者。</p> <p>(3) 上記(1)、(2)を満たした上で、学群長が定める国際社会科学主専攻の卒業論文提出スケジュールに従って卒業論文を提出できる者。</p>	<p>(1) 1年次に修得した総単位数のうち80%以上が「A」以上の評価であること。</p> <p>(2) 2年次に修得した総単位数のうち80%以上が「A」以上の評価であること。</p> <p>(3) 3年次末卒業の時点で、修得した総単位のうち80%以上が「A」以上の評価であること。また卒業時までにはすべての卒業要件を満たしていること。</p>
	<p>3年間と秋学期の在籍で卒業する場合</p> <p>学群長が定める国際社会科学主専攻のスケジュールで「ゼミナールA～F」を履修し、かつ卒業論文を提出できる者。</p>	<p>卒業時までには修得した総単位数の60%以上が「A」以上の評価であり、かつすべての卒業要件を満たしていること。</p>

(3) 人間学群履修細則

平成19年4月11日  
人間学群部局細則第3号

改正 平成20年人間学群部局細則第1号  
平成22年人間学群部局細則第1号  
平成23年人間学群部局細則第1号  
平成24年人間学群部局細則第1号  
平成25年人間学群部局細則第1号  
平成25年人間学群部局細則第2号  
平成26年人間学群部局細則第1号  
平成27年人間学群部局細則第1号  
平成28年人間学群部局細則第1号  
平成29年人間学群部局細則第1号  
平成30年人間学群部局細則第1号  
平成31年人間学群履修細則第1号  
令和2年人間学群履修細則第1号  
令和3年人間学群履修細則第1号  
令和4年人間学群履修細則第1号  
令和4年人間学群履修細則第2号  
令和5年人間学群履修細則第1号

(趣旨)

**第1条** この部局細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第1条の2第1項、第25条、第28条、第31条、第33条、第35条第3項、第39条及び第40条の規定に基づき、人間学群における人材養成に関する目的その他教育研究上の目的（次条において「人材養成目的」という。）、教育課程の編成及びその履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(人材養成目的)

**第1条の2** 人間学群は、人間と人間がかかわる社会・自然に関する幅広い興味と関心を基盤にしつつ、人間の発達や支援に関して科学的に分析・理解する態度と専門的な知識や技能を身に付け、これらの態度・知識・技能を活用して、人が抱える様々な問題へ主体的かつ創造的に対処することで、人間社会に広く貢献することができる人材を養成することを目的とする。

2 各学類の人材養成目的は、次の表のとおりとする。

学 類	人 材 養 成 目 的
教 育 学 類	人間形成、学校教育、教育計画・設計、地域・国際教育にかかわる教育学の専門的知識・技能を活用し、学校、自治体、民間機関、国際機関など様々な分野で貢献できる人材、研究能力を有する人材を養成することを目的とする。
心 理 学 類	人間のこころと行動に関する幅広い興味や関心を基盤に、人間のこころと行動を科学的・実証的に分析し理解する姿勢及び専門的な知識や技能を身に付け、さらに、これら

	の学習成果を生かして、実際的な問題を主体的かつ創造的に解決する能力を有し、国際的にも通用する知性・人間性・逞しさを備えた人材の育成を目的とする。
障害科学類	乳児から高齢者までの感覚、運動、認知、言語などの機能の障害、健康や高齢・発達に関わる障害、障害をめぐる環境や社会・文化的課題に関する基礎的知識と支援方法を、教育・心理・福祉・医療などの領域から総合的に身に付け、共生社会の創造に貢献する、国際的に通用する能力をもつ人材養成を目的とする。

(主専攻分野等)

**第2条** 学群学則第25条に規定する主専攻分野は、次の表のとおりとする。

学 類	主 専 攻 分 野
教 育 学 類	教 育 学
心 理 学 類	心 理 学
障 害 科 学 類	障 害 科 学

(履修科目の登録の上限)

**第3条** 学群学則第33条第1項に規定する履修科目の登録の上限は、45単位とする。

- 前項の場合において、教育職員免許状の資格取得に必要な科目及び博物館に関する科目を除くものとする。
- 学群学則第33条第2項に規定する上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び単位数は、次の表のとおりとする。

学 類	要 件	単 位 数
教 育 学 類	(1) 前年度において卒業要件として修得すべき単位を40単位以上修得し、かつ、修得した総単位において、成績の評語「A+・A」の割合が80%以上であること。また、前年度まで総合学域群に所属していた学生を除き、各年次に指定された必修科目すべてを修得していること。 (2) 学類長が特別な事情があると認めた者	上限は設けない。
心 理 学 類	(1) 前年度において卒業要件として修得すべき単位を40単位以上修得し、かつ、修得した総単位において、成績の評語「A+・A」の割合が80%以上であること。また、前年度まで総合学域群に所属していた学生を除き、各年次に指定された必修科目すべてを修得していること。 (2) 学類長が特別な事情があると認めた者	上限は設けない。
障 害 科 学 類	(1) 前年度において卒業要件として修得すべき単位を40単位以上修得し、かつ、修得した総単位において、成績の評語「A+・A」の割合が80%以上であること。また、前年度まで総合学域群に所属していた学生を除き、各年次に指定された必修科目すべてを修得していること。 (2) 学類長が特別な事情があると認めた者	上限は設けない。

(成績の評語)

**第4条** 学群学則第35条第3項に規定するP/Fの評語を用いることができる授業科目は、「学問への誘い」、「ファーストイヤーセミナー」、学群コア・カリキュラム「人間学Ⅰ、人間学Ⅱ、キャリアデザイン入門、人間フィールドワークⅠ、人間フィールドワークⅡ、人間フィールドワークⅢ」、教育学類開設「教育インターンシップ基礎論、教育インターンシップ実践演習、教育学実践演習、国際教育協力論、国際教育協力実習、国際教育政策概論」、心理学類開設「心理学体験実習Ⅰ、心理学体験実習Ⅱ」及び障害科学類開設「障害科学実践入門、障害科学セミナー」とする。

2 GPA制度における学群の学期GPA及び累積GPAの対象から除かれる科目は、次の表のとおりとする。

学 類	学期GPA及び累積GPAの対象除外科目
教 育 学 類	基礎科目の関連科目
心 理 学 類	基礎科目の関連科目
障 害 科 学 類	基礎科目の関連科目

(修得単位数等)

**第5条** 学群学則第39条第1項に規定する学群における主専攻分野別の「専門科目」、「専門基礎科目」及び「基礎科目」ごとの卒業の要件として必要な履修科目及び修得単位数等は、別表のとおりとする。

(早期卒業)

**第6条** 学群学則第40条に規定する早期卒業の申請に関する条件等(以下「対象者」という。)及び卒業判定基準は、次の表のとおりとする。

学 類	対 象 者	卒 業 判 定 基 準
教 育 学 類	2年次終了時までには卒業の要件として必要な単位数(各年次に指定された必修科目をすべて含む。)を90単位以上修得し、かつ、修得した総単位において、成績の評語「A+・A」の割合が90%以上であること及び3年次春学期から卒業研究を履修し、3年次終了時までには卒業要件を満たすことが見込めること。	(1) 学類の卒業要件を満たしていること。 (2) 卒業研究の内容が優秀と認められること。
心 理 学 類	2年次終了時までには卒業の要件として必要な単位数(各年次に指定された必修科目をすべて含む。)を90単位以上修得し、かつ、修得した総単位において、成績の評語「A+・A」の割合が90%以上であること及び3年次春学期から卒業研究を履修し、3年次終了時までには卒業要件を満たすことが見込めること。	(1) 学類の卒業要件を満たしていること。 (2) 卒業研究の内容が優秀と認められること。

障害科学類	2年次終了時までには卒業の要件として必要な単位数（各年次に指定された必修科目をすべて含む。）を90単位以上修得し、かつ、修得した総単位において、成績の評語「A+・A」の割合が90%以上であること及び3年次春学期から卒業研究Ⅰ・Ⅱを履修し、3年次終了時までには卒業要件を満たすことが見込めること。	(1) 学類の卒業要件を満たしていること。 (2) 卒業研究の内容が優秀と認められること。
-------	---	--

(雑則)

**第7条** この部局細則に規定するもののほか、早期卒業の申請時期、卒業研究の選択及び提出時期その他学類における授業科目の履修に関し必要な事項は、学類教育会議の議を経て、学類長が定め、学内に公示するものとする。

附 則

この部局細則は、平成19年4月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平20. 2. 13人間学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平22. 1. 6人間学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平23. 3. 8人間学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平24. 3. 7 人間学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平25. 3. 6 人間学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平25. 7. 3 人間学群部局細則2号）

- 1 この部局細則は、平成25年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 平成24年度以前に人間学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお、従前の例による。

附 則（平26. 1. 8 人間学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平27. 1. 7 人間学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平28. 1. 6 人間学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平29. 1. 11 人間学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平30. 1. 10 人間学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平31. 1. 9 人間学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令和2. 2. 5 人間学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令和3. 4. 6 人間学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令和4. 1. 5 人間学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令和4. 10. 5 人間学群部局細則2号）

- 1 この部局細則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令和 5. 2. 1 人間学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。







(4) 生命環境学群履修細則

〔平成19年4月12日〕  
生命環境学群部局細則第3号

改正 平成20年生命環境学群部局細則第1号  
平成21年生命環境学群部局細則第1号  
平成22年生命環境学群部局細則第1号  
平成23年生命環境学群部局細則第1号  
平成24年生命環境学群部局細則第1号  
平成25年生命環境学群部局細則第1号  
平成25年生命環境学群部局細則第2号  
平成26年生命環境学群部局細則第1号  
平成26年生命環境学群部局細則第2号  
平成27年生命環境学群部局細則第1号  
平成27年生命環境学群部局細則第2号  
平成28年生命環境学群部局細則第1号  
平成28年生命環境学群部局細則第2号  
平成29年生命環境学群部局細則第1号  
平成29年生命環境学群部局細則第2号  
平成30年生命環境学群部局細則第1号  
平成30年生命環境学群部局細則第2号  
平成31年生命環境学群部局細則第1号  
令和2年生命環境学群部局細則第1号  
令和2年生命環境学群部局細則第2号  
令和3年生命環境学群部局細則第1号  
令和3年生命環境学群部局細則第2号  
令和4年生命環境学群部局細則第1号

生命環境学群履修細則

(趣旨)

第1条 この部局細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）

第1条の2第1項、第25条、第28条、第31条、第33条、第35条第3項、第39条及び第40条の規定に基づき、生命環境学群における人材養成に関する目的その他教育研究上の目的（次条において「人材養成目的」という。）、教育課程の編成及びその履修に関し必要な事項等を定めるものとする。

(人材養成目的)

第1条の2 学群学則第1条の2第1項に基づき、学群の人材養成目的は、人間を含む多様な生物の生命現象、それを支える地球環境、さらには生物資源の保全や持続的活用の方法を総合的に理解し、豊かな人間性と問題発見・解決能力を有する、国際的な視野に立って活躍できる未来創造型の人材を育成する。

2 各学類の人材養成目的は、次の表のとおりとする。

学 類	人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的
生 物 学 類	生物世界のシステム、生体機能のメカニズム、生命現象の本質、生物学の研究方法及び先端研究の意義を理解し、生物と関わる幅広い学問分野でグローバルに活躍する研究者、教育者、技術者、企業人など、先端科学と社会の接点となる人材を育成する。
生物資源学類	人類の生存、安全で豊かな生活の基本である生物資源に関する総合的な知識を有し、地域的かつ地球的視野をもって、我が国及び世界の食料の確保、環境と調和した生物資源の開発・保全と持続的利用に貢献できる人材を育成する。
地 球 学 類	地球の誕生から現在に至る地球の進化、大気圏・水圏・岩石圏で起こる様々な現象とそのプロセス、そして地球環境を舞台に展開される人間活動についての総合的な知識と思考力を有する、社会の諸分野で国際的な視野に立って活躍できる人材を養成する。

(主専攻分野)

第2条 学群学則第25条に規定する主専攻分野は、次の表のとおりとする。

学 類	主 専 攻 分 野
生 物 学 類	生物学
生物資源学類	生物資源科学、農学
地 球 学 類	地球環境学、地球進化学

2 前項に定めるもののほか、各学類に生命環境学際主専攻をおくものとする。

(履修方法等)

第3条 学群学則第39条第1項に規定する生命環境学群における主専攻分野別の「専門科目」、「専門基礎科目」及び「基礎科目」ごとの卒業に必要な履修科目及び修得単位数は、別表第1のとおりとする。ただし、各学類の生命環境学際主専攻にあつては、別表第2のとおりとする。

2 地球学類において、学生が前条第1項の主専攻分野を選択するにあつて、あらかじめ、履修すべき授業科目及び単位数は、別表第3のとおりとする。

(副専攻)

第4条 学群長は、第2条の主専攻分野について、教育上有益と認めるときは、当該学類の他の主専攻分野の一つを副専攻として学生に履修させることができる。

2 地球学類における副専攻の認定条件等は、別表第4のとおりとする。

(履修科目の登録の上限)

第5条 学群学則第33条第1項に規定する履修科目の登録の上限は、45単位とする。

2 前項の場合において、教職に関する科目、博物館に関する科目及び夏季・冬季・春季休業期間中に行われる集中授業を除くものとする。

3 学群学則第33条第2項に規定する上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び単位数は、次の表のとおりとする。

学 類	要 件	単 位 数
生 物 学 類	(1) 前年度において、卒業要件として修得すべき単位を40単位(9月及び10月に入学した者の1年次にあつては20単位)以上を修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A・B」の割合が70%以上であること。 (2) 1年次にあつては、学類長が特別な事情があると認めた者	55単位
生物資源学類	(1) 前年度において、卒業要件として修得すべき単位を40単位(9月及び10月に入学した者の1年次にあつては22単位)以上を修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が80%以上であること。 (2) 学類長が特別な事情があると認めた者	55単位
地 球 学 類	(1) 前年度において、卒業要件として修得すべき単位を40単位(9月及び10月に入学した者の1年次にあつては20単位)以上を修得し、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が	55単位

	60%以上であること。 (2) 学類長が特別な事情があると認めた者	
--	--------------------------------------	--

(成績の評語)

第6条 学群学則第35条第3項に規定するP又はFの評語を用いることができる授業科目は、「ファーストイヤーセミナー」、「Japan-Expert ファーストイヤーセミナー」、「学問への誘い」並びに生物学類開設のインターンシップ科目、「クラスセミナー」、生物資源学類開設のインターンシップ科目（全国森林公開実習Ⅰを除く）、「生物資源科学演習」、「生物資源フィールド学実習」、「環境工学フィールド実習」、「農林生物学コース専門演習」、「応用生命化学コース専門演習Ⅰ・Ⅱ」、「森林水文・砂防学実習」、「生物機械工学実習」、「生物資源科学情報処理実習」、「測量学実習」、「社会経済学コース演習」及び地球学類開設の「地球学セミナー」、「地球学基礎セミナーA」、「地球学基礎セミナーB」とする。

2 GPA制度における学群の学期GPA及び累積GPAの対象から除かれる科目は、次の表のとおりとする。

学 類	学期GPA及び累積GPA対象除外科目
生 物 学 類	除外科目を指定しない
生物資源学類	除外科目を指定しない
地 球 学 類	基礎科目の関連科目

(早期卒業)

第7条 学群学則第40条に規定する早期卒業の対象者及び卒業判定基準は、次の表のとおりとする。

学 類	対 象 者	卒業判定基準
生 物 学 類	(1) 2年次終了時までには卒業の要件として必要な単位数を95単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A・B」の割合が90%以上であること。 さらに3年次から卒業研究を履修し、3年次終了時に卒業要件のすべてを満たすことが見込まれること。 (2) 9月及び10月に入学した者にあつては、3年次の秋学期終了時までには卒業の要件として必要な単位数を100単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A・B」の割合が60%以上であること及び卒業研究を履修し、4年次の秋学期終了時に卒業要件をすべて満たすことが見込まれること。	(1) 学類の卒業要件を満たしていること。 (2) 卒業研究の内容が優秀と認められること。
生物資源学類	(1) 2年次終了時までには、卒業の要件として必要な単位数を90単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が90%以上であること。	学類の卒業要件を満たしていること。

	<p>(2) 9月及び10月に入学した者にあつては、次のいずれかに該当すること。</p> <p>① 2年次の春学期終了時まで卒業の要件として必要な単位数を90単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が90%以上であること。</p> <p>② 3年次の秋学期終了時まで卒業の要件として必要な単位数を90単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が50%以上であること。</p>	
地球学類	<p>(1) 2年次終了時まで卒業の要件として必要な単位数を95単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が90%以上であること。</p> <p>さらに3年次から卒業研究を履修し、3年次終了時に卒業要件のすべてを満たすことが見込まれること。</p> <p>(2) 9月及び10月に入学した者にあつては、3年次の秋学期終了時まで卒業の要件として必要な単位数を100単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が50%以上であること及び卒業研究を履修し、4年次の秋学期終了時に卒業要件をすべて満たすことが見込まれること。</p>	<p>(1) 学類の卒業要件を満たしていること。</p> <p>(2) 卒業研究の内容が特に優秀と認められること。</p>

(雑則)

第8条 この部局細則に規定するもののほか、主専攻分野の選択時期、早期卒業の申請時期、卒業研究の選択及び提出時期その他学類における授業科目の履修に関し必要な事項は、学類教育会議の議を経て、学類長が定め、学内に公示するものとする。

附 則

この部局細則は、平成19年4月12日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (平20. 1. 24生命環境学群部局細則1号)

- 1 この部局細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則 (平21. 1. 22生命環境学群部局細則1号)

- 1 この部局細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平22. 1. 28生命環境学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平23. 3. 10生命環境学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平24. 3. 8生命環境学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平25. 2. 22生命環境学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平25. 6. 27生命環境学群部局細則2号）

- 1 この部局細則は、平成25年6月27日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この部局細則の適用前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平26. 3. 7生命環境学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平26. 12. 18生命環境学群部局細則2号）

- 1 この部局細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平27. 6. 25生命環境学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成27年9月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平27. 12. 17生命環境学群部局細則2号）

- 1 この部局細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平28. 8. 22生命環境学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平28. 10. 27生命環境学群部局細則2号）

- 1 この部局細則は、平成28年11月1日から施行し、平成28年4月1日より適用する。
- 2 この部局細則の施行前に生命環境学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、改正後の筑波大学生命環境学群履修細則第7条の規定を除き、なお従前の例による。

附 則（平 29. 1. 27 生命環境学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 29. 12. 21 生命環境学群部局細則 2 号）

- 1 この部局細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 30. 6. 28 生命環境学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 30. 12. 20 生命環境学群部局細則 2 号）

- 1 この部局細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 31. 2. 28 生命環境学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令 2. 2. 7 生命環境学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 1 項に規定する「学問への誘い」の成績の評語は平成 31 年 4 月 1 日より適用する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令 2. 8. 20 生命環境学群部局細則 2 号）

- 1 この部局細則は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令 3. 1. 28 生命環境学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令 3. 12. 23 生命環境学群部局細則 2 号）

- 1 この部局細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令 4. 12. 22 生命環境学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

別表第1 (第3条関係)  
(生物学類)

主専攻分野	専門科目			卒業に必要な履修科目及び修得単位数			基礎科目(共通科目・関連科目)			計				
	必修科目	選択科目	単位数	必修科目	単位数	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	合計			
生物学	専門語学(英語)BI	科目番号がEB15からEB99で始まる科目	40～62	系統分類・進化学概論	1	総合科目(ワーストイヤーセミナー、学期への誘い)	2	総合科目(ワーストイヤーセミナー、学期への誘いを除く)	1	1	1			
	専門語学(英語)BII			分子細胞生物学概論	1	総合科目(ワーストイヤーセミナー、学期への誘い)	2							
	専門語学(英語)BIII			遺伝学概論	1									
	科学コミュニケーション	科目番号がEC2(EC24を除く)、EC3(EC34を除く)、EE(EE21、EE55を除く)、EG5、EG6、EG8、FA、FC、FE、FF4、FF5、FG12、FG22、FG32、FG4、FG82、G、HB、HEで始まる科目のうちから学類長が指定するもの		動物生理学概論	1	外国語(関連科目C必修)	4	教習リテラシー1、2、3	2～4*	2～4*	2～4*			
	専門語学(英語)DI			植物生理学概論	1			科目番号がEC12、EE1、FA、FB、FC、FE、FG、FI、G、HB、HEで始まる科目(EA、EBと共通開講のもの、専門科目として指定されているものならびに学類長が指定するものを除く)	9～31	9～31	9～31			
	専門語学(英語)DII	その他学類長が指定するもの		基礎生物学実験	3			その他学類長が「関連科目A」として特に指定するもの						
	専門語学(英語)DIII	指定する科目		専門語学(英語)AI	4			微積分I(情報学群)、Calculus I、Calculus A、Mathematics及びAdvanced Mathematics、または「微積分I相当科目として学類長が指定する科目	0～2*	0～2*	0～2*			
	生物学演習			専門語学(英語)AII	1			線形代数I及びII(理工学群)、線形代数A(情報学群)、Linear Algebra I、または、「線形代数I相当科目として学類長が指定する科目	0～2*	0～2*	0～2*			
	生物学研究法			専門語学(英語)AII	1			物理学序説、物理学概論または Physics	0～1*	0～1*	0～1*			
	卒業研究			クラスセミナー	1			化学序説または化学概論	0～1*	0～1*	0～1*			
							地学序説	0～1*	0～1*	0～1*				
							地球進化学(および2または地球と生命の進化	0～2*	0～2*	0～2*				
							地球環境学Iまたは地球環境学入門	0～1*	0～1*	0～1*				
							力学1,2,3 または Mechanics I,II	0～4*	0～4*	0～4*				
							電磁気学1,2,3 または Electromagnetism I	0～3*	0～3*	0～3*				
							化学1,2,3 または Chemistry I,II,III	0～3*	0～3*	0～3*				
							プログラミング入門A,B または Programming I,II(総合理工)	0～3*	0～3*	0～3*				
							Statistics, Probability and Statistics, 統計科学、統計学及び統計学演習、心理学統計法I, II、統計学入門、統計学基礎演習、生物統計学、地球統計学、確率・統計学、確率統計、または「統計学」相当科目として学類長が指定する科目	0～2*	0～2*	0～2*				
							化学実験または Fundamental Chemistry Laboratory	0～1*	0～1*	0～1*				
							地学実験または Laboratory Work in Basic Geoscience	0～1*	0～1*	0～1*				
							Thermodynamics I, II							
							物理学実験							
							生物資源の開発・生産と持続利用、生物資源としての遺伝子とゲノム、生物資源と環境、生物資源学に関する食品科学・技術の展開							
							科目番号がA,B,C,EC24、EC34、EC4、EE21、FH,H,C,Yで始まる科目(EA、EBと共通開講のもの)、専門科目として指定されているものならびに学類長が指定するものを除く							
							外国語(必修科目として修得した言語ならびに母語と同等程度に習熟している言語を除き、1言語につき4単位を上限とする)							
							学芸員に関する科目、教職に関する科目(現代教育と教育理念、教育中継論、こころの発達、学習の心理、教科指導法(理科)に関する科目に限る)、生涯学習の理論的検討、生涯学習実践分析、司書教諭講習に相当する科目 その他学類長が「関連科目C」として特に指定するもの							
											6～28			
											0～22			
単位合計			22			40～62					18～40	44	80	124

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な値を表す。但し、「\*」を付した値は当該区分の上限単位数である。  
 2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。  
 3. 「科学コミュニケーション」、「生物学研究法」、「卒業研究」、「基礎生物学実験」及び必修の「総合科目」の履修は指  
 定された方法によること。「体育」及び選択の「総合科目」は、それぞれ当該授業科目として開設されているもの  
 うちから履修すること。  
 4. 必修の外国語は英語を原則とし、特に認められた場合に限り初修外国語または日本語により修得できる。  
 5. 専門科目の選択科目として、EB15からEB99の科目より実習科目1科目を含む実験・実習科目4科目以上を履修すること。生物学公開講座実習科目を履修して修  
 得した単位は、1科目を限度として卒業に必要な単位として認める。  
 6. 学群学則第31条に定める卒業論文、卒業研究などの授業科目には、卒業研究などの授業科目には、生物学研究法、生物学演習、専門語学DII、DIIIを含む  
 単位を算入すること。

専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数										基礎科目			関連科目			計							
	専門科目					専門基礎科目					共通科目			基礎科目			関連科目			計				
	必修科目数	選択科目数	単位数	自由科目数	単位数	必修科目数	選択科目数	単位数	自由科目数	単位数	必修科目数	選択科目数	単位数	自由科目数	単位数	必修科目数	選択科目数	単位数	必修科目数	選択科目数	単位数	必修科目数	選択科目数	単位数
生物資源学	専門語学Ⅰ	2		-		1																		
	専門語学Ⅱ (履修条件 基礎科目、専門基礎科目、専門科目を合わせて50単位以上を修得していること。)	2	EC2で始まる授業科目(基礎科目8～16単位を修得すること。また、実習・演習科目を3単位以上を修得すること。)																					
卒業研究Ⅰ (履修条件 専門基礎科目の必修科目と選択科目、2年次の専門科目の必修科目と選択科目の合計50単位を、かつ30単位以上を修得していること。)	5	EC3で始まる授業科目の中から所屬するコースの授業科目を選択し、12単位以上を修得すること(実習・演習科目を4単位以上含むこと。)																						
	卒業研究Ⅱ	5																						
単位合計	14		53～62	0	1			18～25		0	14		1～9		0	0	0	0	0	0	29	95	0	124

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の単位数を表す。  
 2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすることは同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。  
 3. この表の各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号が、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。  
 4. 「総合科目」、「体育」、「第1外国語」、「情報」、「国語」及び「芸術」は、それぞれ当該授業科目として開設されているものうちから履修する。  
 5. 教職に関する科目は、農業科教育法概論、技術科教育法概論、及び理科教育概論、及び現代教育と教育思想、教育史概論、こころの発達、学習の心理及び道徳教育と合わせて6単位を限度とする。  
 6. 編入学又は編入学を許可された者及び入学前又は入学後に他大学等に他大学等において授業科目を履修し、又は学修を行った者で、他大学等において「総合科目」に相当する科目を履修したものに係る当該授業科目の卒業に必要な修得単位数は2単位(ファーストイヤー・セミナーを除く)とする。  
 7. 留学生及び外国において中等教育を受けた学生は、「第1外国語」を4単位まで日本語とすることができる。  
 8. 卒業単位として認定される組み合わせは、微積分1、2(2単位)、又は微積分A、B(2単位)のいずれかとする。  
 9. 卒業単位として認定される組み合わせは、線形代数1、2(2単位)、又は線形代数A、B(2単位)のいずれかとする。  
 10. その他学類長が特に指定する科目





(地球学類)

専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数										計									
	専門科目			専門基礎科目			共通科目				関連科目									
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数				
卒業研究 (履修条件 専門科目18単位 (演習に係るもの2 単位以上を含む) を含む100単位以上 を修得している こと。)	12	EE3	18~59	1	地球環境学1 地球環境学2 地球進化化学1 地球進化化学2 <b>地球実験</b> <b>地球実験</b> 地球学専門英語1A 地球学専門英語1B	1	1 数学概論 1 数学カテラシ-1・2 1 微積分I・II・III 1 微積分演習S・F 線形代数I・II・III 1 線形代数演習S・F 1 微積分1・2・3 1 線形代数1・2・3	18~46	1	総合科目 (フアースト イヤー-セミ ナー-学問 への誘い)	2	総合科目 (学士基礎科 目)	1~5	2	教職に関する科目、 博物館に関する科 目及び AB,AC,EB,FF,FG,FH (ただし、専門基礎 科目として指定する 科目を除く)	4~32	33	91	124	
地球学専門英語2A 地球学専門英語2B	1 1		40~68	1 1	地球学専門英語2A 地球学専門英語2B	1 1	微積分A 線形代数A 物理学概論 力学1・2・3 電磁気学1・2・3 化学概論 化学1・2・3 生物学概論 遺伝学概論 分子細胞生物学概論 系統分類・進化学概論 動物生理学概論 植物生理学概論 生態学概論 生物資源の開発・生産 と持続利用 生物資源としての遺伝 子ゲノム 生物資源と環境 生物資源学における食 品科学・技術の最前線 フィールド文化領域比 較文化研究 文化人類学概論 歴史地理学概説-a 歴史地理学概説-b 文化地理学概論 応用理工学概論 工学シナリズム概論 物理学概論 化学序説 FB,FC,FE,EB,EC,FA,GA EE1,EG0~6,70,71	18~46	1	総合科目 (英語) 情報	4	総合科目 (英語) 情報	4	総合科目 (英語) 情報	4	AB,AC,EB,EC,EE,EG ,FB,FC,FE,FF,FG,F H以外 (ただし、専門基 礎科目及び共通科 目として指定する 科目を除く)	0~28			
単位合計	14		40~68	7		7		12	1~26	12	12	1~26	12	1~26	12	12	1~26	33	91	124

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最小の数値を表す。  
 2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることではできない。(同一内容を取り扱う日本語の授業科目と英語の授業科目を履修した場合を含む。)  
 3. 各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。  
 4. 「総合科目」、「体育」及び「第1外国語」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。  
 5. この表に掲げる履修科目の他、他の学群及び学類の授業科目で地球学類長が地球科学関係分野の履修科目として認定したものは、「専門科目」又は「専門基礎科目」として認める。  
 6. 留学生及び外国において中等教育を受けた学生は、「第1外国語」を日本語とすることができ、

別表第2 (第3条関係)

(生物学類)

専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数				基礎科目(共通科目・関連科目)				計	
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数
生物環境学際	専門語学(英語)BI	1	科目番号がEB15からEB99で始まる科目 科目番号がEC2 (EC24を除く), EC3 (EC34を除く), EE (EE21, EE55を除く), EG5, EG6, EG9, FA, FC, FE, FF4, FF5, FG12, FG22, FC32, FC4, FG32, G, HB, HEで始まる科目のうち、その他学類長が指定するもの その他学類長が専門科目選択として指定する科目	1	総合科目(フアーストイヤーセミナー, 学問への誘い)	2	総合科目(フアーストイヤーセミナー, 学問への誘いを除く) 体育	1	1	2 ~ 4*
	専門語学(英語)BII	1		分子細胞生物学概論	1	総合科目(フアーストイヤーセミナー, 学問への誘い)	1	数学I(アプテ=1, 2, 3)	2 ~ 4*	
	専門語学(英語)BIII	1		遺伝学概論	1	外国語(関連科目C必修)	4	科目番号がEC12, EE1, FA, FB, FC, FE, FF, FG, FI, G, HB, HEで始まる科目(EA, EBと共通開講のもの, 専門科目として指定されているものならびに学類長が指定するものを除く) その他学類長が「関連科目A」として特に指定するもの	9 ~ 31	
	科学コミュニケーション	2		生態学概論	1	情報	4	微積分I及びII(理工学群), 微積分分A(情報学群), Calculus I, Calculus A, Mathematics及び Advanced Mathematics, または「微積分/相当科目として学類長が指定する科目	6 ~ 28*	
	専門語学(英語)DI	1		動物生理学概論	1		1	線形代数I及びII(理工学群), 線形代数A(情報学群), Linear Algebra I, または、「線形代数/相当科目として学類長が指定する科目	0 ~ 2*	
	専門語学(英語)DII	1		植物生理学概論	1		1	物理学概論, 物理学概念または Physics	0 ~ 2*	
	専門語学(英語)DIII	1		基礎生物学実験	3		1	化学序説または化学概論	0 ~ 1*	
	生物学演習	1		専門語学(英語)AI	1		1	地学序説	0 ~ 1*	
	生物学研究法	6		専門語学(英語)AII	1		1	地球進化学IおよびIIまたは地球と生命の進化	0 ~ 1*	
	卒業研究	6		クラスセミナー	1		1	地球環境学Iまたは地球環境学入門	0 ~ 2*	
						力学1,2,3 または Mechanics I,II	0 ~ 1*			
						電磁気学1,2,3 または Electromagnetism I	0 ~ 3*			
						化学1,2,3 または Chemistry I,II,III	0 ~ 3*			
						プログラミング入門A,B または Programming I, II(総合理工)	0 ~ 3*			
						Statistics, Probability and Statistics, 統計学及び統計学演習, 心理学統計法 I, II, 統計学入門, 統計学基礎演習, 生物統計学, 地球統計学, 簿記学, 簿記統計, または「統計学」相当科目として学類長が指定する科目	0 ~ 2*			
						化学実験または Fundamental Chemistry Laboratory	0 ~ 1*			
						地学実験または Laboratory Work in Basic Geoscience	0 ~ 1*			
						Thermodynamics I, II				
						物理学実験				
						生物資源の開発・生産と持続利用, 生物資源としての遺伝子とゲノム, 生物資源と環境, 生物資源学における食品科学・技術の最前線	6 ~ 28			
						科目番号がA,B,C,EC24, EC34, EC4, EE21, FH,HC,Yで始まる科目(EA, EBと共通開講のもの, 専門科目として指定されているものならびに学類長が指定するものを除く) その他学類長が「関連科目B」として特に指定するもの	0 ~ 22			
						外国語(必修科目として修得した言語ならびに母語と同等程度に習熟している言語を除き, 1言語につき4単位を上限とする)				
						学芸員に関する科目, 教職に関する科目(現代教育と教育理念, 教育史概論, こころの発達, 学習の心理, 教科指導法(理科)に関する科目に限る), 生涯学習の理論的検討, 生涯学習実践分析, 司書教諭講習に相当する科目 その他学類長が「関連科目C」として特に指定するもの				
							18 ~ 40	44	80	124
						単位合計	22			

(注)

- この表に掲げる単位数は, 卒業に必要な値を表す。但し, 「\*」を付した値は当該区分の上限単位数である。
- 同一の授業科目を重複して, 他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
- 「科学コミュニケーション」「生物学研究法」「卒業研究」「基礎生物学実験」及び必修の「総合科目」の履修は指定された方法によること。「体育」及び選択の「総合科目」は, それぞれ当該授業科目として開設されているものうちから履修すること。
- 必修の外国語は日本語を原則とし, 特に認められた場合に限り初修外国語または英語により修得できる。
- 専門科目の選択科目として, EB15からEB99の科目より実習科目1科目を含む受験・実習科目4科目以上を履修すること。生物学公開臨海実習科目を履修して修得した単位は, 1科目を限度として卒業に必要な単位として認める。
- 学群学則第31条に定める卒業論文, 卒業研究などの授業科目には, 卒業研究の他, 生物学演習, 生物学研究法, 専門語学BIII, 専門語学DI, DII, DIIIを含む。





別表第3 (第3条第2項関係)

学 類	主 専 攻 分 野 の 選 択 条 件 と し て 履 修 す べ き 指 定 科 目 及 び 単 位 数																					
	専 門 科 目					専 門 基 礎 科 目					基 礎 科 目											
	必 修 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	自 由 科 目	単 位 数	必 修 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	自 由 科 目	単 位 数	必 修 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	自 由 科 目	単 位 数				
地 球 学 類	地 球 環 境 学					60単位(専門科目及び専門基礎科目(原則として地球環境学1,2,地球進化学1,2,地球学実験を含む)の30単位を含む。)																
	地 球 進 化 学					60単位(専門科目及び専門基礎科目(原則として地球環境学1,2,地球進化学1,2,地球学実験を含む)の30単位を含む。)																

(注)

1. この表に掲げる単位数は、主専攻分野の選択に必要な最少の数値を表す。
2. 地球学類の主専攻分野は、2年次終了時に振り分けを行う。ただし、進級後も本人の希望によっては、主専攻分野の変更を許可することがある。

別表第4（第4条の2関係）

副専攻 主専攻	地球環境学	地球進化学	生命環境学際
地球環境学		EE3 から 23 単位 以上	EB1, 5, 6, 7, 8, EG6, 9 から 23 単位以上
地球進化学	EE2 から 23 単位 以上		EB1, 5, 6, 7, 8, EG6, 9 から 23 単位以上
生命環境学際	EE2 から 23 単位 以上	EE3 から 23 単位 以上	

(注)

1. 上記に定める単位数を卒業までに修得すること。ただし、上記に定める単位数の内、少なくとも9単位は、各主専攻で卒業に必要な修得単位数の他に修得すること。
2. 上記表中の EE2 は地球環境学主専攻の専門科目、EE3 は地球進化学主専攻の専門科目、EB1, 5, 6, 7, 8, EG6, EG9 はそれぞれ生命環境学際主専攻（英語プログラム）の生物学類開設の専門科目、生物資源学類開設の専門科目、地球学類開設の専門科目を示す。
3. 申請条件、申請方法、認定等の詳細は、学類において別途公示する。

## (5) 理工学群履修細則

〔平成19年4月25日〕  
理工学群部局細則第3号

改正 平成20年理工学群部局細則第1号  
改正 平成21年理工学群部局細則第1号  
改正 平成21年理工学群部局細則第2号  
改正 平成22年理工学群部局細則第1号  
改正 平成23年理工学群部局細則第1号  
改正 平成24年理工学群部局細則第1号  
改正 平成25年理工学群部局細則第1号  
改正 平成25年理工学群部局細則第2号  
改正 平成26年理工学群部局細則第1号  
改正 平成27年理工学群部局細則第1号  
改正 平成28年理工学群部局細則第1号  
改正 平成29年理工学群部局細則第1号  
改正 平成30年理工学群部局細則第1号  
改正 平成30年理工学群部局細則第3号  
改正 平成31年理工学群部局細則第1号  
改正 令和2年理工学群部局細則第1号  
改正 令和3年理工学群部局細則第1号  
改正 令和3年理工学群部局細則第2号  
改正 令和4年理工学群部局細則第1号  
改正 令和4年理工学群部局細則第2号  
改正 令和5年理工学群部局細則第1号

### 筑波大学理工学群履修細則

#### (趣旨)

第1条 この部局細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第1条の2第1項、第25条、第25条の2、第28条、第31条、第33条、第35条第3項、第39条及び第40条並びに筑波大学GPA制度に係わる実施要項（平成24年度第4回学群教育会議決定。以下、「実施要項」という。）第4条の規定に基づき、理工学群における人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的（以下「人材養成目的」という。）並びに教育課程の編成及びその履修に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (人材養成目的)

第1条の2 学群学則第1条の2第1項の部局細則で定める理工学群の人材養成目的は、次のとおりとする。

持続可能な社会に必要な幅広い教養、科学・技術の基礎から応用に至る専門性、柔軟な思考、知的創造及び問題発見・解決の能力を修得し、広い視野及び豊かな人間性を持ち、チームで仕事をするための協働能力を備え、国際社会に貢献できるグローバル人材を養成する。

2 学群学則第1条の2第1項の部局細則で定める理工学群に置かれる学類の人材養成目的は、次のとおりとする。

学 類	人材養成目的
数学類	純粋数学から応用数学まで現代数学の基礎について幅広い知識を習得することにより、高度な論理性を身につけると同時に、問題を分析しその構造を読み取って解決するという数学的思考能力を身につけた、社会の様々な分野でグローバルに活躍できる人材を養成する。
物理学類	多様に発展する現代物理学について、しっかりとした基礎及び高度な専門的知識を備え、かつ、真理を探求する過程を通して育んだ柔軟な思考力及び物事の本質を洞察し問題を根本から解決する力を持ち、それぞれの能力を生かして社会の様々な分野で活躍できる人材を養成する。
化学類	自然界における普遍的な法則及び未知物質・未知現象の探求、機能性物質の創製及び材料開発、環境問題及びエネルギー問題の解決、生命現象の分子レベルでの解明等に対する意欲を持つことができる十分な基礎的化学知識を持ち、これらの知識と理解に裏打ちされた柔軟な思考力及び国際的に活躍できる能力を有する人材を養成する。
応用理工学類	われわれの社会を維持・発展させ続けるために必要な最先端工学の基盤となる科学・技術を原理から理解し、さらに発展させることができる、創造力豊かな技術者・研究者を養成する。
工学システム学類	安心で安全であり、快適で豊か、かつ持続可能な人間生活を工学面から支え牽引できる人材、すなわち、1. 広い分野に応用できる基礎能力、2. 広い視野を持った仕事の遂行能力、3. 社会人・職業人としての人間基本力を身につけた技術者・研究者を養成する。
社会工学類	人間行動が複雑に絡み合う社会的諸問題を工学的・実践的・戦略的に分析するために必要な文理融合型思考能力とデータ分析・活用能力を持ち、総合的な問題解決のためのシステムを設計できる人材を養成する。

(主専攻分野)

第2条 学群学則第25条の部局細則で定める主専攻分野は、次の表のとおりとする。

学 類	主 専 攻 分 野
数 学 類	数学
物 理 学 類	物理学
化 学 類	化学
応 用 理 工 学 類	応用物理、電子・量子工学、物性工学、物質・分子工学
工 学 シ ス テ ム 学 類	知的・機能工学システム、エネルギー・メカニクス
社 会 工 学 類	社会経済システム、経営工学、都市計画

(総合理工学位プログラム)

第2条の2 理工学群に、応用理工学類及び工学システム学類を横断する学際カリキュラムとして、総合理工学位プログラムを置く。

- 2 総合理工学位プログラムの主専攻分野は、総合理工学とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、総合理工学位プログラムにおける人材養成目的並びに教育課程の編成及びその履修に関し必要な事項は、別に定める。

(履修方法)

第3条 学群学則第39条第1項の部局細則で定める理工学群における主専攻分野別の「専門科目」、「専門基礎科目」及び「基礎科目」ごとの卒業に必要な履修科目及び履修単位数は、別表第1のとおりとする。

(主専攻分野の選択条件)

第4条 学群長は、応用理工学類、工学システム学類及び社会工学類の学生の主専攻分野について、学生の希望を勘案し、入学した年次終了時以降に選考を行い、学類教育会議及び学群運営委員会の議を経て決定する。

- 2 学生が主専攻分野を選択するにあたって、あらかじめ、履修すべき授業科目（以下「指定科目」という。）及び単位数は、別表第2のとおりとする。
- 3 学群長は、教育上有益と認めるときは、当該学類の他の主専攻分野の一つを副専攻として学生に履修させることができる。

(履修科目の登録の上限)

第5条 学群学則第33条第1項の部局細則で定める履修科目の登録の上限は、45単位（教職に関する科目及び博物館に関する科目を除く。）とする。ただし、夏季・冬季・春季休業期間中に行われる集中講義を除くものとする。

- 2 学群学則第33条第2項の部局細則で定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び単位数は、次のとおりとする。

学 類	要 件	単 位 数
数 学 類 物理学類 化 学 類	以下の (1) または (2) を満たすこと。 (1) 前年度において、卒業に必要な履修科目を40単位以上修得し、その70%以上が「A+」又は「A」である者 (2) クラス担任が特別な事情があると認め、かつ、学類長がそれを承認した者	60単位 (1年次にあっては55単位)

学 類	要 件	単 位 数
応用理工学類	2年生以上については前年度において修得した卒業要件科目のうち、26単位以上が「A」以上であること。	55単位 (ただし、特に成績が優秀であると認められた者に対しては、学類長が個別に上限を緩和することができる。)
工学システム学類	前年度において卒業要件科目を40単位以上修得し、その80%以上が「A」以上という条件を勘案し、学類長が「特に優秀」と認めた者	55単位
社会工学類	前年度において、35単位以上の卒業要件科目を修得し、その科目数の80%以上が「A」以上であるもの	55単位

(主専攻分野以外の学際的な分野に係る履修方法等)

第6条 主専攻分野以外の分野で、学際的な分野を選択しようとする学生の取扱いについては、学類教育会議及び学群運営委員会の議を経て、学群長がその都度定める。

(成績の評価)

第7条 学群学則第35条第3項の部局細則で定める合格及び不合格の評語を用いることができる授業科目は、「ファーストイヤーセミナー」、「学問への誘い」、理工学群開設の「解析学(微積分)基礎」及び「線形代数基礎」、数学類開設の「数学概論」、物理学類開設の「物理学基礎セミナーⅠ・Ⅱ」、「クラスセミナーⅠ」、「課題探究実習セミナー1・2」、「専門物理セミナー1・2」及び「物理学概論」並びに化学類開設の「化学概論」及び「化学基礎セミナー」とする。

2 実施要項第4条第2項第3号の規定に基づき、学期GPA及び累積GPA対象科目から除外する授業科目として理工学群長が指定するものは、次の表のとおりとする。

学 類	学期GPA及び累積GPA対象除外科目
数 学 類	除外科目を指定しない
物 理 学 類	除外科目を指定しない
化 学 類	1. 数学類、物理学類、化学類、地球学類以外の学群学類開設科目 2. 理科に関する教科の指導法
応 用 理 工 学 類	教職に関する科目及び博物館に関する科目
工学システム学類	除外科目を指定しない
社 会 工 学 類	除外科目を指定しない

(早期卒業)

第8条 学群学則第40条に規定する早期卒業の対象者及び基準は、次の表のとおりとする。

学 類	対 象 者	基 準
数 学 類 物理学類 化 学 類	<p>2年次終了までに、卒業の要件として修得すべき単位を数学類および化学類では100単位以上、物理学類では95単位以上修得し、その90%以上が「A」以上の評価を得ているもの。</p> <p>ただし、秋学期入学者が6か月早く卒業することを希望する場合は、3年次秋学期終了までに、卒業の要件として修得すべき単位を、数学類では100単位以上、物理学類では95単位以上、化学類では110単位以上修得し、その70%以上が「A」以上の評価を得ていること。</p>	<p>(1) 卒業の要件として修得すべき科目の80%以上を「A」以上の評価をもって修得していること。ただし、秋学期入学者にあつては、卒業の要件として修得すべき科目の70%以上を「A」以上の評価をもって修得していること。</p> <p>(2) 卒業研究の内容が特に優秀と認められること。</p>
応用理工学類	<p>2年次終了時において卒業要件科目を85単位以上修得し、専門科目、専門基礎科目について85%以上が「A」以上であるもので学類長が適切と認めたもの。学類は適宜、面接を行う。ただし、秋学期入学者で4年次秋学期卒業の場合、3年次終了時に通常の卒業研究着手条件を満たして優秀な成績で95単位以上を修得し、4年次秋学期末までに卒業要件を満たすことが見込まれる者。また、原則として3年進級時に卒業要件に必要な専門基礎科目の必修単位をすべて取得していること。</p>	<p>(1) 卒業要件として修得すべき単位の85%以上を「A」以上の評価をもって修得していること。</p> <p>(2) 専門科目及び専門基礎科目として修得すべき単位の85%以上を「A」以上の評価をもって修得していること。</p> <p>(3) 特別卒業研究を修得し、内容が特に優秀であると認められること。ただし、秋学期入学者で4年次秋学期卒業の場合は、4年次春学期から卒業研究を履修し、4年次秋学期までに優秀な成績で卒業要件を満たした者。</p>
工学システム学類	<p>2年次終了時において、卒業要件科目を85単位以上修得し、その90%以上が「A」以上又は成績が上位5%以内である者。さらに、学類長が次の項目を考慮して判断する。a)修得科目に工学システム学類卒業としての一貫性があること。b)特別卒業研究の履修計画が実現可能であること。ただし、秋学期入学者で4年次秋学期卒業の場合、卒業研究の履修条件を優秀な成績</p>	<p>3年以上在学し特別卒業研究A及びBを履修(公開発表を含む。)し、卒業要件を満たした者。ただし、秋学期入学者で4年次秋学期卒業の場合は、3年次春学期から卒業研究を履修し、4年次秋学期までに優秀な成績で卒業要件を満たした者。</p>

	で修得し、4年次秋学期末までに卒業要件を満たすことが見込まれる者。	
社会工学類	(1) 2年次終了時において、卒業要件科目の取得が85単位以上であり、その科目数の85%程度は「A」以上であること。ただし、秋学期入学者の場合、2年次秋学期末までに主専攻毎に定められた卒業研究着手要件を優秀な成績で満たしていること。 (2) 上記(1)を満たした上で、早期卒業研究又は卒業研究の指導予定教員の了解を得ていること。	(1) 卒業研究以外の卒業要件を満たすこと。 (2) 早期卒業研究を修得すること。ただし、秋学期入学者で早期卒業をする者は3年次春学期から春学期入学者の4年次と同じスケジュールで卒業研究を履修し、4年次秋学期末までに卒業要件を満たしたものの。
総合理工学位プログラム	2年次終了時において、卒業要件科目の単位を70単位以上修得し、GPAが3.8以上で、早期卒業できるコースプランがあり、学位プログラムリーダー等と面談の上、適切と認められたもの。	3年半以上在学し、「Interdisciplinary Engineering PBL IV」を修得済みで、卒業要件を優秀な成績で満たしたものの。

(雑則)

第9条 この部局細則に定めるもののほか、主専攻分野の選択時期、卒業研究の選択及び提出時期その他学類における授業科目の履修に関し必要な事項は、学類教育会議の議を経て、学類長が定め、学内に公示するものとする。

附 則

この部局細則は、平成19年4月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (平20. 2. 27理工学群部局細則1号)

- 1 この部局細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則 (平21. 2. 18理工学群部局細則1号)

- 1 この部局細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 1. 1 0. 2 8 理工学群部局細則 2 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 2. 3. 5 理工学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 3. 3. 4 理工学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 4. 3. 8 理工学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 5. 3. 8 理工学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 5. 7. 1 9 理工学群部局細則 2 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 5 年 7 月 1 9 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この部局細則による改正後の筑波大学理工学群履修細則第 7 条第 2 項の規定は、平成 2 5 年度入学者から適用する。

附 則（平 2 6. 1. 2 2 理工学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 6 年 1 月 2 2 日から施行し、平成 2 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この部局細則による改正後の筑波大学理工学群履修細則第 8 条の規定は、平成 2 5 年度入学者から適用する。

附 則（平 2 7. 1. 2 8 理工学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 28. 1. 27 理工学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 29. 1. 25 理工学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 30. 1. 24 理工学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 30. 12. 19 理工学群部局細則 3 号）

- 1 この部局細則は、平成 31 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 31. 1. 23 理工学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令 2. 1. 22 理工学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 1 項に規定する「学問への誘い」の成績の評価は平成 31 年 4 月 1 日より適用する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令 3. 1. 27 理工学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令 3. 6. 14 理工学群部局細則 2 号）

- 1 この部局細則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

による。

附 則（令 4. 1. 26 理工学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令 4. 7. 13 理工学群部局細則 2 号）

- 1 この部局細則は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令 5. 1. 25 理工学群部局細則 2 号）

- 1 この部局細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

別表第1 (第3条関係)  
(数学類)

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数										計			合計					
	専門科目				基礎科目				共通科目		関連科目								
	必修科目 単位数	選択科目 単位数	自由科目 単位数	必修科目 単位数	必修科目 単位数	選択科目 単位数	自由科目 単位数	必修科目 単位数	必修科目 単位数	選択科目 単位数	自由科目 単位数	必修科目 単位数	選択科目 単位数		自由科目 単位数				
卒業研究 ※履修条件:100単位以上を 修得していること。ただし、 FB12及びFB13で始まるもの のうち「数学外書輪講Ⅱ」「卒 業予備研究」を含む36単位以 上を修得していること。	9	FB12 FB13 FB14	46~ 70	0	2	FB1 FC FE FE 線形代数3, 線形代数3	15~ 47	0	2	総合科目 (フアーストイ ヤナー、学問へ の誘い)	1	0	0	0	32	92	0	124	
				2	2	生物学序説, 遺伝学概論, 分子細胞生 物学概論、進 系統分類、進 化学概論, 動物生理学 概論, 植物生理学 概論			総合科目(学 士基礎科目)	0~ 16	0	0	0	0	0	0	0	0	124
				1	1	線形代数 Ⅰ,Ⅱ,線 形代数Ⅰ, Ⅱ,線形代 数Aから2 単位 数学リテラ シー-1 数学リテラ シー-2			総合科目(学 士基礎科目) 0~ 16 体育 第1外国語 情報 外国語 国語 芸術	0~ 16	0	0	0	0	0	0	0	0	124
卒業予備研究	3			6	6		15~47	0	12	1~17	0	0	0	0	32	92	0	124	
数学外書輪講Ⅱ	2			0	0		46~70	0	14										124
単位合計	14		46~70	0	6		15~47	0	12	1~17	0	0	0	0	32	92	0	124	

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最小の数値を表す。  
 2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。  
 3. 各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。  
 4. 「総合科目」、「体育」及び「第1外国語」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。  
 5. この表に掲げる履修科目の他、他の学群及び学類の授業科目で数学類長が数学関係分野の履修科目として認定したものについては、「専門科目」又は「専門基礎科目」として認める。

6. 編入学又は転入学を許可された者及び入学前又は入学後に他大学等に於いて授業科目を履修し、又は学修を行った者で、他大学等において「第1外国語」に相当する科目を履修したものに係る当該授業科目の卒業に必要な修得単位数は、この表の規定にかかわらず、次のとおりとする。  
 第1外国語 4単位  
 7. 微積分Ⅰ, 2, 微積分A, 線形代数Ⅰ, 2, 線形代数Aは、総合学域群に所属していたときに修得した場合にときに修得した場合のみ、専門基礎科目の必修科目として認定する。また、微積分3, 線形代数3は、総合学域群に所属していたときに修得した場合のみ、専門基礎科目の選択科目として認定する。  
 8. 「微積分Ⅰと微積分Ⅱ」「微積分Ⅱと微積分Ⅲ」「微積分Ⅲと微積分Ⅳ」「線形代数Ⅰと線形代数Ⅱ」「線形代数Ⅱと線形代数Ⅲ」「線形代数Ⅲと線形代数Ⅳ」のそれぞれからは、1単位までしか単位を修得することができない。また、「微積分A, 微積分Ⅰ, Ⅱ」「線形代数Ⅰ, Ⅱ」「線形代数A, 線形代数Ⅰ, Ⅱ」のそれぞれからは、2単位までしか単位を修得することができない。







主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数										計		合計									
	専門科目			専門基礎科目			共通科目				関連科目											
	必修科目	単位数	選択科目	必修科目	単位数	選択科目	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数		選択科目	単位数							
電子・量子工学	基礎実験学	1	FF35で始まる授業科目	応用理工学概論	6~9	総合科目(ファーストイヤーセミナー、学問への誘い)	2	総合科目(学士基盤科目)	1	-	-	他学歴または他学類が開設している科目(学類長が指定する科目を除く)	12~16	58	66	124						
	電子・量子工学専攻実験A	2	FF16, FF36で始まる授業科目	数学リテラシー1,2	3	体育	3	英語(選択・自由科目)、外国語(英語以外)、国語、芸術	0~4	0~1	-	教職に関する科目及び博物館に関する科目、特設自由科目	0~4									
	電子・量子工学専攻実験B	2		微積分1,2,3		3	外国語(英語)	4	情報								4					
	(履修条件:別表第2の指定科目の単位数を修得していること)	線形代数1,2,3		3		力学1,2,3	3	体育										3				
		電磁気学1,2,3		3		化学1,2,3	3	熱力学	2								解析学A, B, C	3				
	卒業研究A	4	卒業研究B (履修条件:総修得単位数が95以上であること。電子・量子工学専攻実験Aと電子・量子工学専攻実験Bを修得していること)	熱力学	2	線形代数A, B	2	力学A	1	電磁気学A, B, C	3	化学A, B	2				応用理工学物理学実験	3	応用理工学化学実験	3	専門英語1, 2, 3	3
	卒業研究B	4		インターンシップI, II, 応用理工学特別実習I, II, 電子・量子工学特論, FA00で始まる授業科目。応用理工学類の専門科目のうち、電子・量子工学専攻で開設していない科目	0~4	単位合計	40	6~9	13	1~5	0	12~16	58				66	124				
	単位合計	13	35~39	40	6~9	13	1~5	0	12~16	58	66	124										

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数値を表す。  
 2. 「総合科目」、「体育」、「外国語」、「国語」及び「情報」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。  
 3. 留学生及び外国において中等教育を受けた学生は、学類長と相談の上、「外国語」を「日本語」とすることができ。

4. 単位互換協定に基づき、他大学において履修した授業科目及び修得単位数は、専門科目又は専門基礎科目として修得すべき授業科目及び修得単位数として区分するものとする。  
 5. この表に掲げる専門科目の「卒業研究A・B」として修得すべき単位数は、早期卒業に係る場合は、特別卒業研究及び学類長が指定する科目の履修により修得するものとする。  
 6. 原則として、総合学域群から移行した学生に限り、情報学群開設の「微積分A」を理工学群開設の「微積分1,2」へ、情報学群開設の「線形代数A」を理工学群開設の「線形代数1,2」へそれぞれ読み替えられるものとする。ただし、移行前に修得している場合に限る。















Supplementary Table No. 1 (Bachelor's Program in Interdisciplinary Engineering)

Main Fields	Required Courses and Credits for Graduation												Subtotal			Total	
	Major Subjects				Foundation Subjects for Major				General Foundation Subjects (Common Foundation Subjects and Specific Foundation Subjects)				Required	Core	Electives		
	Required	Number of	Core Electives	Number of	Required	Number of	Core	Number of	Required	Number of	Core Electives	Number of					
Interdisciplinary Engineering	Engineering Ethics	1	Statistical Physics I	1	0	Linear Algebra I	3	0	0	First Year Seminar	1	0	0	0	0	0	0
	Introduction to Interdisciplinary Engineering I	1	Statistical Physics II	1	0	Linear Algebra II	3	0	0	Invitation to Arts and Sciences	1	0	0	0	0	0	0
		1	Statistical Physics III	1	0	Introduction to Single-Variable Calculus I	2	0	0	Multidisciplinary Subjects for the Undergraduate Degrees	1	0 ~ 5	0 ~ 5	0 ~ 5	0 ~ 5	0 ~ 5	0 ~ 5
		3	Quantum Mechanics I	1	0	Introduction to Single-Variable Calculus II	2	0	0		0 ~ 1	0 ~ 1	0 ~ 1	0 ~ 1	0 ~ 1	0 ~ 1	0 ~ 1
	Applied Mathematics	3	Quantum Mechanics II	1	0	Advanced Calculus	4	0	0	Subjects that are offered by other Schools or Colleges	6	0 ~ 7	0 ~ 7	0 ~ 7	0 ~ 7	0 ~ 7	0 ~ 7
	Modern Physics	3	Quantum Mechanics III	1	0	Probability and Statistics	2	0	0	Foreign Language (Japanese, in principle)	4	0 ~ 6	0 ~ 6	0 ~ 6	0 ~ 6	0 ~ 6	0 ~ 6
	System Modeling	2	Advanced Electromagnetism I	1	0	Mechanics I	2	0	0	Information Literacy (Lectures)	1	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8
	Electronic Circuits	2	Advanced Electromagnetism II	1	0	Mechanics II	2	0	0	Information Literacy (Exercises)	1	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8
	Advanced Labs I	2	Advanced Electromagnetism III	1	0	Electromagnetism I	3	0	0	Data Science	2	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8
	Advanced Labs II	2	Solid State Physics I	1	0	Electromagnetism II	3	0	0	Physical Education	3	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8
	Interdisciplinary Engineering PBL I	6	Solid State Physics II	1	0	Thermodynamics I	2	0	0	Japanese Language	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8
	Interdisciplinary Engineering PBL II	6	Solid State Physics III	1	0	Thermodynamics II	1	0	0	Fine Art	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8
	Interdisciplinary Engineering PBL III	6	Control Systems I	2	0	Electrical Circuit	2	0	0	Museum-related subjects	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8
	Interdisciplinary Engineering PBL IV	6	Control Systems II	2	0	Programming I	2	0	0								
			Fluid Dynamics	1	0	Programming II	1	0	0								
		Mechanics of Materials	1	0	Programming III	2	0	0									
		Energy Engineering	1	0	Programming IV	1	0	0									
		Chemistry I	1	0	Fundamental Labs I	2	0	0									
		Chemistry II	1	0	Fundamental Labs II	2	0	0									
		Chemistry III	1	0			0	0									
	Unit Total	44	12 ~ 20	0	41	0	0	0	20	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8	0 ~ 8

Notes:

1. The table shows how the minimum number of credits are distributed over different categories. Enough credits must be accumulated to fulfill each and every number towards graduation.
2. The credits of any course should not appear more than once in the above table.
3. Courses for Multidisciplinary Subjects, Physical Education, Foreign Languages, Fine Arts, and Information Literacy, shall be those that are specifically designated as such.
4. To engage in a series of PBL courses, the total number of credits earned should be at least 46, including the minimum of 30 from the Foundation Subjects for Major category.
5. The total number of credits for Core Electives in Major Subjects category should be at least 12, where the minimum of 9 credits should be taken from Group A.
6. The total number of credits for Core Electives including both in Major Subjects Category and General Foundation Subjects category should be at least 20.



(工学システム学類)

主専攻分野の選択条件として履修すべき指定科目及び単位数														
主専攻分野	専門科目					専門基礎科目					基礎科目			
	必修科目		選択科目		単位数	必修科目		選択科目		単位数	共通科目		基礎科目	
	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	自由科目	単位数	自由科目
知的・機能工学システム、エネルギー・メカニクス														

下記(A)(B)の条件をともに満たすことを条件とする。  
 (A) 工学システム基礎実験Aの単位を修得していること。  
 (B) 以下で指定する科目の単位数が8単位以上あること。

指定する科目群：数学リテラシー1、数学リテラシー2、微積分1、微積分2、微積分3、微積分A、線形代数1、線形代数2、線形代数3、線形代数A、力学1、力学2、力学3、電磁気学1、電磁気学2、電磁気学3。(微積分1、微積分2、微積分Aの3科目は合計2単位まで、線形代数1、線形代数2、線形代数Aの3科目は合計2単位までとする。)



(6) 情報学群履修細則

- 〔平成19年4月1日〕  
情報学群部局細則第3号
- 改正 平成20年情報学群部局細則第1号  
 平成20年情報学群部局細則第2号  
 平成22年情報学群部局細則第1号  
 平成23年情報学群部局細則第1号  
 平成24年情報学群部局細則第1号  
 平成25年情報学群部局細則第1号  
 平成25年情報学群部局細則第2号  
 平成26年情報学群部局細則第1号  
 平成26年情報学群部局細則第2号  
 平成28年情報学群部局細則第1号  
 平成28年情報学群部局細則第2号  
 平成28年情報学群部局細則第3号  
 平成29年情報学群部局細則第1号  
 平成31年情報学群部局細則第1号  
 令和2年情報学群部局細則第1号  
 令和3年情報学群部局細則第1号  
 令和4年情報学群部局細則第1号  
 令和4年情報学群部局細則第2号  
 令和4年情報学群部局細則第3号

(趣旨)

第1条 この部局細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第1条の2第1項、第25条、第25条の2第2項、第28条、第31条、第33条第1項、第35条第3項、第39条及び第40条の規定に基づき、情報学群における人材養成に関する目的その他教育研究上の目的（次条において「人材養成目的」という。）、教育課程の編成及びその履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(人材養成目的)

第1条の2 学群学則第1条の2第1項の規定に基づき、情報学群では、知識と情報の記録、蓄積、共有、加工、利用といった諸活動にかかわる様々な情報技術やその原理となる科学を理解し、それらを使いこなす「21世紀の創造を担う人材」を養成する。また、科学的、技術的な側面だけでなく、人間の知的行動や社会的・文化的基盤についても十分な知見を身につけることを目指す。

2 各学類の人材養成目的は、次の表のとおりとする。

学 類	人材養成目的
情 報 科 学 類	現代社会の原動力である情報を生成・伝達・変換・活用するための工学的な技術やその原理となる数理や自然科学を理解し、それを実社会における様々な問題に適用して解決する実践力を備え、グローバルな視点に立って情報技術の発展を主体的に担うことができる人材を養成する。

情報メディア創成学類	これからのネットワーク情報社会を発展させるために不可欠な基盤的技術分野や、Web・映像・音楽などの多種多様な情報をコンテンツとして扱い流通させる分野などにおいて、革新的技術や科学的理論を創造的に生み出すことができる技術者、研究者を養成する。
知識情報・図書館学類	知識や情報を活用する能力を育み、関連する社会制度と技術の専門教育を行う。これらの教育を通じて、知識資源の形成、加工、流通、利用の発展に寄与する専門家と人間、社会、技術にわたる総合的視野や問題解決能力を持った職業人を育成する。

(主専攻分野)

第2条 学群学則第25条の部局細則で定める主専攻分野は、次の表のとおりとする。

学 類	主 専 攻 分 野
情 報 科 学 類	ソフトウェアサイエンス、情報システム、知能情報メディア
情報メディア創成学類	情報メディア創成
知識情報・図書館学類	知識科学、知識情報システム、情報資源経営

(履修方法)

第3条 学群学則第39条第1項の部局細則で定める情報学群における主専攻分野別の「専門科目」、「専門基礎科目」及び「基礎科目」ごとの卒業に必要な履修科目及び履修単位数は、別表第1のとおりとする。

(主専攻分野の選択条件)

第4条 学群長は、学生の主専攻分野について、学生の希望を勘案し、入学した年次終了時以降に選考を行い、学類教育会議及び学群運営委員会の議を経て決定する。

(履修科目の登録の上限)

第5条 学群学則第33条第1項の部局細則で定める履修科目の登録の上限は、45単位とする。ただし、編入学を許可された者の履修科目の登録の上限は、入学した年に限り55単位とする。これらの場合において、「教職に関する科目」は、この単位数に含めない。

2 学群学則第33条第2項の部局細則で定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び単位数は、次の表のとおりとする。

学 類	要 件	単位数
情 報 科 学 類	(1) 前年度において卒業の要件として必要な単位を40単位以上修得し、その60%以上が「A+」又は「A」である者 (2) 学類長が特別な事情があると認めた者	55単位
情報メディア創成学類	(1) 前年度において卒業の要件として必要な単位を40単位以上修得し、履修申請を行った全科目の単位数(ただし教職に関する科目は除く)の60%以上が「A+」又は「A」である者 (2) 学類長が特別な事情があると認めた者	55単位

知識情報・図書館学類	(1) 前年度において卒業の要件として必要な単位を40単位以上 修得し、その70%以上が「A+」又は「A」である者 (2) 学類長が特別な事情があると認めた者	55単位
------------	---	------

(成績の評価)

第6条 学群学則第35条第3項の部局細則で定める合格及び不合格の評語を用いることができる授業科目は、「ファーストイヤーセミナー」、「学問への誘い」、「海外特別演習 I」、「海外特別演習 II」、「国際学術演習 A」及び「国際学術演習 B」とする。

2 学群のGPA制度における学期GPA及び累積GPAの対象から除かれる科目は、次の表のとおりとする。

学 類	学期GPA及び累積GPA対象除外科目
情報科学類	基礎科目-関連科目
情報メディア創成学類	基礎科目-関連科目
知識情報・図書館学類	なし

(早期卒業)

第7条 学群学則第40条に規定する早期卒業の対象者及び基準は、次の表のとおりとする。

学 類	対 象 者	基 準
情報科学類	2年次終了時において卒業の要件として必要な単位を85単位以上修得し、かつ、成績が上位10%以内にある者について、卒業の見込み等を総合的に勘案して判断する。	3年以上在学し、卒業要件として定められた所定単位を修得した者
情報メディア創成学類	2年次終了時において卒業の要件として必要な単位を85単位以上修得し、その90%以上が「A+」又は「A」である者について、卒業の見込み等を総合的に勘案して判断する。	3年以上在学し、卒業要件として定められた所定単位を修得すること。
知識情報・図書館学類	2年次終了時において以下の条件をすべて満たす者 (1) 卒業要件として必要な単位を85単位以上修得していること (2) 累積GPAが3.70以上であること (3) TOEFL iBTの得点が79点以上、もしくはTOEIC (筑波大学で実施したTOEIC IPを含む) の得点が730点以上であること	卒業研究の内容が優秀であると認められた者

(雑則)

第8条 この部局細則に定めるもののほか、主専攻分野の選択時期、卒業研究の選択及び提出時期その他学類における授業科目の履修に関し必要な事項は、学類教育会議の議を経て、学類長が定め、学内に公示するものとする。

附 則

この部局細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平 2 0 . 1 . 1 6 情報学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 1 9 年度入学者にあっては、この部局細則による改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平 2 0 . 4 . 1 情報学群部局細則 2 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 2 . 2 . 1 8 情報学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 3 . 2 . 1 7 情報学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 4 . 2 . 1 5 情報学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 5 . 1 . 1 6 情報学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 5 . 1 1 . 1 3 情報学群部局細則 2 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 2 4 年度以前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 6 . 1 . 1 5 情報学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 6 . 1 2 . 2 4 情報学群部局細則 2 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正前の筑波大学情報学群履修細則第 2 条の規定により、主専攻を情報経営・図書館とする者にあっては、改正後の筑波大学情報学群履修細則第 2 条の規定により、主専攻を情報資源経営とする者とする。

附 則（平 2 8 . 1 . 2 7 情報学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 8． 6． 8 情報学群部局細則 2 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 8 年 6 月 8 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、改正後の筑波大学情報学群履修細則第 6 条第 1 項の規定を除き、なお従前の例による。

附 則（平 2 8． 1 2． 6 情報学群部局細則 3 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 9． 1 2． 5 情報学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 3 1． 1． 1 6 情報学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令 2． 1． 9 情報学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、改正後の筑波大学情報学群履修細則第 6 条第 1 項の規定を除き、なお従前の例による。

附 則（令 3． 1． 7 情報学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令 3． 1 2． 8 情報学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令 4． 1． 6 情報学群部局細則 2 号）

- 1 この部局細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、改正後の筑波大学情報学群履修細則第 6 条第 1 項及び第 7 条の規定を除き、なお従前の例による。

附 則（令 4． 1 2． 1 4 情報学群部局細則 3 号）

- 1 この部局細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、改正後の筑波大学情報学群履修細則第 6 条第 1 項の規定を除き、なお従前の例による。







(情報メディア創成学類)

専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数														計			合計		
	専門科目				専門基礎科目				基礎科目				関連科目				必修科目		選択科目	自由科目
	必修科目		選択科目		必修科目		選択科目		必修科目		選択科目		必修科目		選択科目					
	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数		単位数	
卒業研究A	3	GC5	20~35	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
卒業研究B (履修条件:注9)	3	GA4	—	—	32~47	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
情報メディア実験A	3																			
情報メディア実験B	3																			
専門英語A	1																			
専門英語B	1																			
単位合計	14		20~35	0	24	32~47	0	0	12	1~10	0	0	0	0	6~15	0	50	74	0	124

- (注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最小の数値を表す。  
 2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすることは同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。  
 3. 各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。  
 4. 「総合科目」、「情報」、「体育」、「外国語」、「国語」及び「芸術」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものの中から、「基礎科目(共通科目)の履修方法」に従って履修する。  
 5. 「他学群又は他学類の授業科目(GA、GB、GC、GE、共通科目、及び教職に関する科目以外)」に該当する科目番号で履修しても、同一科目がGA、GB、GC、GE、共通科目、教職に関する科目として開設されている場合は、それをGA、GB、GC、GE、共通科目、教職に関する科目として修得した単位とみなす。  
 6. 専門基礎科目・必修科目および専門科目・必修科目は、GAまたはGCの科目を表す。  
 7. 専門基礎科目・選択科目のGA1は専門基礎科目・必修科目で指定した科目を除く。  
 8. 留学生及び外国において中等教育を受けた学生は、「外国語」を「日本語」とすることができる。  
 9. 卒業研究A・Bの履修に当たっては、情報メディア実験A・Bを修得し、かつ、それらを合わせて卒業に必要な履修科目の中から合計100単位以上修得している(卒業に必要な未修得単位が24単位以下となっている)こと(早期卒業希望者を除く)。  
 10. 総合学域群から移行した学生は、理工学群開設の「線形代数1」と「線形代数2」の単位修得をもって「線形代数A」の単位を修得したものとみなすことができる。同じく、理工学群開設の「プログラミング入門A」と「プログラミング入門B」は、それぞれ別の科目の単位修得をもって専門基礎科目・必修科目の同名科目の単位を修得したものとみなすことができる。  
 「微分積分A」の単位を修得したものとみなすことができる。

卒業に必要な履修科目及び修得単位数																
専攻分野	専門科目				専門基礎科目				基礎科目				計			
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	自由科目	単位数
知識科学	卒業研究A	3	GE 6 (知識科学実習を除く)	16~	1	32~52	GA1 (必修科目に指定した科目を除く)	1	2	総合科目 (フューチャースティナ、学問への誘い)	1~	1	2	総合科目 (学上基礎科目)	1~	0
	卒業研究B	3	3<	1	1	1	GA1 (必修科目に指定した科目を除く)	1	1	アカデミックスキルズ	1	1	1	アカデミックスキルズ	1	0
	専門英語B	1	1	1	1	2	GE 2	2	2	プログラミンング入門A (情報学群または社会工学類開設)	2	0~	4	プログラミンング入門A (情報学群または社会工学類開設)	0~	0
	専門英語C	1	GA 4	8~	1	1	GE 3	1	2	プログラミンング入門B (情報学群または社会工学類開設)	1	0~	4	プログラミンング入門B (情報学群または社会工学類開設)	0~	0
	知識科学実習A	1	GE 4	1	2	2	GE 3	2	2	情報学A	2	0~	4	情報学A	0~	0
	知識科学実習B	1	GE 7	1	2	2	GE 3	2	2	統計	2	0~	4	統計	0~	0
			GE 8	1	2	2	GE 3	2	2	哲学	2	0~	4	哲学	0~	0
			(GE 6 と共通開設の科目を除く)	1	2	2	GE 3	2	2	専門英語A 1	2	0~	4	専門英語A 1	0~	0
				1	2	2	GE 3	2	2	専門英語A 2	2	0~	4	専門英語A 2	0~	0
				1	2	2	GE 3	2	2	知識情報演習 I	2	0~	4	知識情報演習 I	0~	0
知識情報システム	単位合計	10		24~44	0	32~52		19	12		1~21	0	0	12	1~21	0
	卒業研究A	3	GE 7 (知識情報システム実習を除く)	16~	1	32~52	GA1 (必修科目に指定した科目を除く)	1	2	総合科目 (フューチャースティナ、学問への誘い)	1~	1	2	総合科目 (学上基礎科目)	1~	0
	卒業研究B	3	3<	1	1	1	GA1 (必修科目に指定した科目を除く)	1	1	アカデミックスキルズ	1	1	1	アカデミックスキルズ	1	0
	専門英語B	1	1	1	1	2	GE 2	2	2	プログラミンング入門A (情報学群または社会工学類開設)	2	0~	4	プログラミンング入門A (情報学群または社会工学類開設)	0~	0
	専門英語C	1	GA 4	8~	1	1	GE 3	1	2	プログラミンング入門B (情報学群または社会工学類開設)	1	0~	4	プログラミンング入門B (情報学群または社会工学類開設)	0~	0
	知識情報システム実習A	1	GE 4	1	2	2	GE 3	2	2	情報学A	2	0~	4	情報学A	0~	0
	知識情報システム実習B	1	GE 6	1	2	2	GE 3	2	2	統計	2	0~	4	統計	0~	0
			GE 8	1	2	2	GE 3	2	2	哲学	2	0~	4	哲学	0~	0
			(GE 7 と共通開設の科目を除く)	1	2	2	GE 3	2	2	専門英語A 1	2	0~	4	専門英語A 1	0~	0
				1	2	2	GE 3	2	2	専門英語A 2	2	0~	4	専門英語A 2	0~	0
			1	2	2	GE 3	2	2	知識情報演習 I	2	0~	4	知識情報演習 I	0~	0	
			1	2	2	GE 3	2	2	知識情報演習 II	2	0~	4	知識情報演習 II	0~	0	
			1	2	2	GE 3	2	2	知識情報演習 III	2	0~	4	知識情報演習 III	0~	0	
単位合計	10		24~44	0	32~52		19	12		1~21	0	0	12	1~21	0	



(7) 医学群履修細則

平成19年12月26日  
医学群部局細則第1号

改正 平成20年医学群部局細則第1号  
平成20年医学群部局細則第2号  
平成20年医学群部局細則第3号  
平成22年医学群部局細則第1号  
平成23年医学群部局細則第1号  
平成24年医学群部局細則第1号  
平成25年医学群部局細則第1号  
平成25年医学群部局細則第2号  
平成26年医学群部局細則第1号  
平成27年医学群部局細則第1号  
平成28年医学群部局細則第1号  
平成28年医学群部局細則第2号  
平成29年医学群部局細則第1号  
平成30年医学群部局細則第1号  
平成30年医学群部局細則第2号  
平成31年医学群部局細則第1号  
令和2年 医学群部局細則第1号  
令和3年 医学群部局細則第1号  
令和4年 医学群部局細則第1号  
令和4年 医学群部局細則第2号

(趣旨)

第1条 この部局細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第1条の2第1項、第25条、第25条の2、第28条、第31条、第35条第3項及び第39条の規定に基づき、医学群における人材養成に関する目的その他教育研究上の目的（次条において「人材養成目的」という。）、教育課程の編成及びその履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(人材養成目的)

第1条の2 医学群では、よき医療者、すなわち優れた医療技術のみならず、しっかりしたコミュニケーション能力に裏打ちされた全人的対応のできるグローバルスタンダードに則った医療人、さらには医学、看護学、医療科学の分野における世界レベルの研究者を養成することを目的とする。

2 各学類の人材養成目的は、次の表のとおりとする。

学 類	人材養成目的
医 学 類	基本的な臨床能力と問題解決能力を備え、良好なコミュニケーションを通して、患者の立場を配慮した医療の行える人間性豊かな良医を養成するとともに、将来優れた臨床医、医学研究者、行政官として医療保健福祉の様々な分野で広く社会に貢献する人材を養成する。
看 護 学 類	広い教養と深い人間理解を基盤に、人々のニーズに合った質の高い看護を提供し、保健・医療・福祉チームの一員として協働できる優れた看護職を育成するとともに、保健医療分野における行政官、国際的な視野に立った看護職など、広く社会に貢献する人材を養成する。
医療科学類	医学・医療の様々な分野で活躍するために必要な医科学の基本的な知識、技能を修得し、医療人としての使命感と責任感を身につけ、将来、医療の向上と発展に貢献する医科学領域の研究・教育を推進する人材、また、診断や治療に必要な新たな技術の開発とその実践に関わって高度専門医療を担う人材を養成する。

(主専攻分野)

第2条 学群学則第25条の部局細則で定める主専攻分野は、次のとおりとする。

学 類	主 専 攻 分 野
医 学 類	医学、新医学
看 護 学 類	看護学、ヘルスケア
医 療 科 学 類	医療科学、国際医療科学

(履修方法)

第3条 医学群における主専攻分野別の「専門科目」、「専門基礎科目」及び「基礎科目」ごとの卒業に必要な履修科目及び修得単位数は、別表第1のとおりとする。

(履修科目等の指定)

第4条 専門科目を履修するための条件としてあらかじめ履修すべき授業科目及び単位数は、別表第2(看護学類及び医療科学類を除く。)のとおりとする。

(履修科目の登録の上限)

第5条 学群学則第33条第1項に規定する履修科目の登録の上限は45単位とする。

2 前項の場合において、教育職員免許状の資格取得に必要な科目を除くものとする。

3 学群学則第33条第2項に規定する上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び単位数は、次の表のとおりとする。

学 類	要 件	単 位 数
医 学 類	(1) 前年度において卒業要件として必要な単位を40単位以上修得し、その60パーセント以上が「A+」または「A」であること (2) 学類長が特別な事情があると認めた者	55単位
看 護 学 類	(1) 前年度において卒業要件として必要な単位を40単位以上修得し、その60パーセント以上が「A+」または「A」であること (2) 学類長が特別な事情があると認めた者	55単位
医 療 科 学 類	(1) 前年度において卒業要件として必要な単位を40単位以上修得し、その60パーセント以上が「A+」または「A」であること (2) 学類長が特別な事情があると認めた者	55単位

(成績の評価)

第6条 学群学則第35条第3項の部局細則で定める合格及び不合格の評語を用いることができる授業科目は、「ファーストイヤーセミナー」、「学問への誘い」、「Japan-Expert ファーストイヤーセミナー」及び「医療科学キャリアセミナー」とする。

2 学群のGPA制度における学期GPA及び累積GPAの対象から除かれる科目は、次の表のとおりとする。

学 類	学期GPA及び累積GPA対象除外科目
医 学 類	基礎科目－関連科目－選択科目のうち、他学群、他学類開講の専門科目及び専門基礎科目
看 護 学 類	なし
医 療 科 学 類	なし

(雑則)

第7条 この部局細則に規定するもののほか、主専攻分野の選択時期、卒業研究の選択及び提出時期その他学類における授業科目の履修に関し必要な事項は、学類教育会議の議を経て、学類長が定め、学内に公示するものとする。

附 則

この部局細則は、平成19年12月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則(平20.4.1医学群部局細則1号)

- 1 この部局細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則(平20.10.15医学群部局細則2号)

この部局細則は、平成20年10月15日から施行し、改正後の医学群履修細則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則(平20.10.24医学群部局細則3号)

- 1 この部局細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則(平22.3.8医学群部局細則1号)

- 1 この部局細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則(平23.2.15医学群部局細則1号)

- 1 この部局細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則(平24.2.8医学群部局細則1号)

- 1 この部局細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則(平25.2.15医学群部局細則1号)

- 1 この部局細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則(平25.9.24医学群部局細則2号)

- 1 この部局細則は、平成25年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 平成24年度以前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則(平26.2.20医学群部局細則1号)

- 1 この部局細則は、平成26年2月1日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 平成24年度以前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則(平27.1.9医学群部局細則1号)

- 1 この部局細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則(平28.1.13医学群部局細則1号)

- 1 この部局細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平28.9.26医学群部局細則2号）

- 1 この部局細則は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平29.2.23医学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平30.1.24医学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平30.10.20医学群部局細則2号）

- 1 この部局細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平31.3.31医学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令2.12.24医学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令3.7.26医学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令4.1.28医学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令4.12.19医学群部局細則2号）

- 1 この部局細則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

別表第1(第3条関係)  
(医学類)

専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数												計												
	専門科目				専門基礎科目				基礎科目				関連科目												
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	自由科目	単位数	自由科目	単位数			
医学	医学統計学	1	—	—	—	—	—	総合科目 (フアーストイヤーセミナー、学問への誘い)	2	総合科目 (学士基礎 科目)	1	—	—	—	医学類が開設する科目 (ただし専門科目、専門 基礎科目で指定する科 目を除く)	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
	医療・福祉現場でのふれあい 等	2	—	—	—	—	—	体育	2	—	—	—	—	—	科目番号が FA,FB,FC,FE,FF,FG,GA ,GB,GC,EBで始まる科目 (ただし医学類が専門基 礎科目で指定する科目を 除く)	2	—	—	—	—	—	—	—		
	医療概論 I	2	—	—	5	—	—	力学1 電磁気学 I 生物学 I 生物学 II 化学2 化学3 ※医科生化学	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	※医療概論 I-B	2	—	—	—	—	—	第1外国語(英語)	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	医学の基礎	11	—	—	—	—	—	情報	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	※医学の基礎B	9	—	—	—	—	—	国語 I	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	※医科分子生物学	2	—	—	—	—	—	TOEFL演習	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	機能・構造と病態 I	27	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	医療概論 II	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	機能・構造と病態 II	37	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	医療概論 III	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	クリニカル・クラークシップ準 備学習	18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	社会医学実習	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	M4クリニカル・クラークシップ (Phase IA)	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	医療概論 IV	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	M5クリニカル・クラークシップ (Phase IB, Phase IIA)	22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
M6クリニカル・クラークシップ (Phase IIB)	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
M6アドヴァンスト・エレクテイ ヴズ	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
医療概論 V	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
医学総括	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
English Medical Terminology I	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
English Medical Terminology II	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
単位合計	170	0	0	0	3	5	0	13	1	0	0	0	0	7	186	13	0	199	0	199	0	199	0	199	

(注)1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数値を表す。  
 2. 「総合科目」、「体育」、「外国語」及び「国語」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。  
 ※総合学域群からの移行者対象  
 ※総合学域群からの移行者は、医学の基礎B及び医科分子生物学の単位を医学基礎の単位に読み替え、医科生化学の単位を生物学 I 及び生物学 II に読み替える。詳細は、別表第2参照。



(医学類 第2年次編入学者)

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数																				
	専門科目				専門基礎科目				基礎科目				関連科目				計				
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	自由科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	自由科目	単位数	
医学	医学の基礎B	9	-	-	-	Clinical Communication in English I	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	機能・構造と病態 I	27	-	-	-	Clinical Communication in English II	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	医療概論 II	2	-	-	-	TOEFL演習	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	機能・構造と病態 II	37	-	-	-																
	医療概論 III	3	-	-	-																
	クリニカル・クラークシップ準備学習	18	-	-	-																
	社会医学実習	2	-	-	-																
	クリニカル・クラークシップ (Phase IA)	11	-	-	-																
	医療概論 IV	2	-	-	-																
	M5クリニカル・クラークシップ (Phase IB, Phase IIA)	22	-	-	-																
	M6クリニカル・クラークシップ (Phase IIB)	4	-	-	-																
M6アドヴァンステッド・エレクティブイグズ	11	-	-	-																	
医療概論 V	2	-	-	-																	
医学総括	10	-	-	-																	
English Medical Terminology I	1	-	-	-																	
English Medical Terminology II	2	-	-	-																	
単位合計	163	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計																					167

(注) 卒業に必要な単位数 199単位のうち、残り 32単位については、入学時に単位認定する。

(医学類 第2年次編入学者)

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数																								
	専門科目				専門基礎科目				基礎科目				関連科目				計								
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	
新医学	医学の基礎B	9	-	-	-	Clinical Communication in English I	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	機能・構造と病態 I	27	-	-	-	Clinical Communication in English II	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	医療概論 II	2	-	-	-	TOEFL演習	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	機能・構造と病態 II	37	-	-	-																				
	医療概論 III	3	-	-	-																				
	クリニカル・クラークシップ準備学習	18	-	-	-																				
	社会医学実習	2	-	-	-																				
	M4クリニカル・クラークシップ (Phase IA)	11	-	-	-																				
	医療概論 IV	2	-	-	-																				
	M5クリニカル・クラークシップ (Phase IB、Phase IIA)	22	-	-	-																				
	研究室実習	15	-	-	-																				
	医療概論 V	2	-	-	-																				
	医学総括	10	-	-	-																				
English Medical Terminology I	1	-	-	-																					
English Medical Terminology II	2	-	-	-																					
単位合計	163	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計																									

(注)卒業に必要な単位数 199単位のうち、残り 32単位については、入学時に単位認定する。

主専攻分野	専門基礎科目										基礎科目										関連科目			合計
	専門基礎科目					共通科目					基礎科目					関連科目								
	必修科目数	選択科目数	自由科目数	単位数	備考	必修科目数	選択科目数	自由科目数	単位数	備考	必修科目数	選択科目数	自由科目数	単位数	備考	必修科目数	選択科目数	自由科目数	単位数	備考				
看護学	基礎看護学概論	1	1	1	人間関係論	1	1	1	1	総合科目 (フェリス学院・サテライト・学院への 移行)	2	2	2	2	哲学通論 (全学年対象)	2	2	2	2	化学				
	基本看護技術	3	3	1	心と行動の科 学分野	1	1	1	1	医療経済学 環境保健 日本国憲法(全 学年対象)	1	1	1	1	総合科目 (学上基礎科 目)	1	1	1	1	総合科目 (学上基礎科 目)				
	基本看護技術演習	2	2	1	心と行動の科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	総合科目 (学上基礎科 目)	1	1	1	1	総合科目 (学上基礎科 目)				
	フィンガリアルセメント	2	2	1	心と行動の科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	総合科目 (学上基礎科 目)	1	1	1	1	総合科目 (学上基礎科 目)				
	看護過程	2	2	1	心と行動の科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	総合科目 (学上基礎科 目)	1	1	1	1	総合科目 (学上基礎科 目)				
	看護生命倫理	1	1	1	心と行動の科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	総合科目 (学上基礎科 目)	1	1	1	1	総合科目 (学上基礎科 目)				
	看護技術実習	1	1	1	心と行動の科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	総合科目 (学上基礎科 目)	1	1	1	1	総合科目 (学上基礎科 目)				
	看護過程実習	2	2	1	心と行動の科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	総合科目 (学上基礎科 目)	1	1	1	1	総合科目 (学上基礎科 目)				
	臨床看護学概論	1	1	1	心と行動の科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	総合科目 (学上基礎科 目)	1	1	1	1	総合科目 (学上基礎科 目)				
	臨床看護学概論	1	1	1	心と行動の科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	総合科目 (学上基礎科 目)	1	1	1	1	総合科目 (学上基礎科 目)				
臨床看護実践	臨床看護学実習(セルフレケア)	2	2	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	人間関係論	1	1	1	1	医療経済学 環境保健 日本国憲法(全 学年対象)	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
	生涯発達と家族支援	2	2	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
	子どもの発達支援概論	1	1	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
	子どもの発達支援方法論	2	2	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
	子どもの発達支援実習(保育所・施設ふれあい実習)	1	1	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
	子どもの発達支援概論	2	2	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
	子どもの発達支援方法論	2	2	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
	子どもの発達支援実習(施設ふれあい実習)	1	1	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
	子どもの発達支援概論	1	1	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
	子どもの発達支援方法論	2	2	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
生涯発達看護	ウィメンズヘルス看護学概論	1	1	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	人間関係論	1	1	1	1	医療経済学 環境保健 日本国憲法(全 学年対象)	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
	ウィメンズヘルス看護学実習	2	2	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
	高齢者看護学概論	1	1	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
	高齢者看護学実習	2	2	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
	地域・在宅看護論	1	1	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
	地域・在宅看護方法論	2	2	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
	地域・在宅看護実習	2	2	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
	公衆衛生看護学概論	2	2	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
	公衆衛生看護学実習	2	2	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
	地域における保健活動	1	1	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
地域看護実践	精神看護学概論	1	1	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	人間関係論	1	1	1	1	医療経済学 環境保健 日本国憲法(全 学年対象)	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
	精神看護学実習	2	2	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
	家族病理とメンタルヘルス	1	1	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
	ヘルスプロモーションと看護	1	1	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
	災害看護学	1	1	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
	看護マネジメント	1	1	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
	国際看護学	1	1	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
	応用看護学演習 I(OSCE)	1	1	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
	応用看護学演習 II(UBT)	1	1	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
	研究方法概論	2	2	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
看護の発展	看護学探究概論	2	2	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	人間関係論	1	1	1	1	医療経済学 環境保健 日本国憲法(全 学年対象)	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
	ヘルスプロモーション実習 I	2	2	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
	ヘルスプロモーション実習 II	2	2	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
	ヘルスプロモーション実習 III	2	2	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
	医療チーム連携演習	1	1	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
	応用看護学実習	2	2	1	人間と生命科 学分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野	1	1	1	1	生活支援科学 分野				
	単位合計	74	0	0	29	13	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	合計	124	0	0	118	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数を表す。  
 2. 「総合科目」、「体育」、「外国語」、「情報」、「国語」は、それぞれ当該実習科目として開設しているもののうちから履修する。  
 3. 実習科目の履修は、履修段階を積み重ねていくこととする。  
 4. 各領域の実習科目を履修するには、原則として、各領域に関連するすべての履修科目の単位を取得していることとする。  
 5. 応用看護学実習を履修するには、原則として、すべての必修実習科目の単位を取得していることとする。

(看護学類)

(保健師)

専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数										基礎科目				共通科目				専門基礎科目				専門科目				計			
	専門科目				専門基礎科目						共通科目				基礎科目				専門科目				計							
	必修 単位数	選択 単位数	自由 単位数	合計 単位数	必修 単位数	選択 単位数	自由 単位数	合計 単位数	必修 単位数	選択 単位数	自由 単位数	合計 単位数	必修 単位数	選択 単位数	自由 単位数	合計 単位数	必修 単位数	選択 単位数	自由 単位数	合計 単位数	必修 単位数	選択 単位数	自由 単位数	合計 単位数	必修 単位数	選択 単位数	自由 単位数	合計 単位数		
看護学	基礎看護学概論	1	—	—	1	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1		
	基本看護技術	3	—	—	3	—	—	3	—	—	—	3	—	—	—	3	—	—	—	3	—	—	—	3	—	—	—	3		
	基本看護技術演習	2	—	—	2	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2		
	フィンガリアルセスメント	2	—	—	2	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2		
	看護過程	2	—	—	2	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2		
	看護生命倫理	1	—	—	1	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1		
	看護技術実習	1	—	—	1	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1		
	看護過程実習	2	—	—	2	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2		
	臨床看護学概論	1	—	—	1	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1		
	臨床看護学実習(クリティカルケア)	2	—	—	2	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2		
臨床看護実践	臨床看護学実習(セルフケア)	2	—	—	2	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2		
	生涯発達と家族支援	2	—	—	2	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2		
	子どもの発達支援学概論	1	—	—	1	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1		
	子どもの発達支援学実習	2	—	—	2	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2		
	子どもの発達支援学実習(保育所・施設ふれあい実習)	1	—	—	1	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1		
	子どもの発達支援学実習(病院実習)	1	—	—	1	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1		
	子どもの発達支援学実習(在宅ヘルスケア)	2	—	—	2	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2		
	子どもの発達支援学実習(在宅ヘルスケア)	2	—	—	2	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2		
	子どもの発達支援学実習(在宅ヘルスケア)	2	—	—	2	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2		
	子どもの発達支援学実習(在宅ヘルスケア)	2	—	—	2	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2		
生涯発達看護	高齢者看護学概論	1	—	—	1	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1		
	高齢者看護学実習	2	—	—	2	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2		
	地域・在宅看護論	1	—	—	1	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1		
	地域・在宅看護論実習	2	—	—	2	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2		
	地域・在宅看護論実習	2	—	—	2	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2		
	地域・在宅看護論実習	2	—	—	2	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2		
	地域・在宅看護論実習	2	—	—	2	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2		
	地域・在宅看護論実習	2	—	—	2	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2		
	地域・在宅看護論実習	2	—	—	2	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2		
	地域・在宅看護論実習	2	—	—	2	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2		
地域の発展	地域看護実践	1	—	—	1	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1		
	精神看護学概論	1	—	—	1	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1		
	精神看護学実習	2	—	—	2	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2		
	家庭病理とメンタルヘルス	1	—	—	1	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1		
	精神看護学実習	2	—	—	2	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2		
	ヘルスプロモーションと看護	1	—	—	1	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1		
	高齢看護学	1	—	—	1	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1		
	看護マネジメント	1	—	—	1	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1		
	国際看護学	1	—	—	1	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1		
	応用看護学演習Ⅰ(OSCE)	1	—	—	1	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1		
看護の発展	応用看護学演習Ⅱ(BT)	1	—	—	1	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1		
	研究方法概論	2	—	—	2	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2		
	看護学探究概論	2	—	—	2	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2		
	ヘルスプロモーション実習Ⅰ	2	—	—	2	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2		
	ヘルスプロモーション実習Ⅱ	2	—	—	2	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2		
	医療チーム連携実習	1	—	—	1	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1		
	応用看護学実習	2	—	—	2	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2		
	公衆衛生看護学実習	2	—	—	2	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2		
	公衆衛生看護学実習	4	—	—	4	—	—	4	—	—	—	4	—	—	—	4	—	—	—	4	—	—	—	4	—	—	—	4		
	公衆衛生看護学実習	2	—	—	2	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	2		
保健師科目	公衆衛生看護学実習	3	—	—	3	—	—	3	—	—	—	3	—	—	—	3	—	—	—	3	—	—	—	3	—	—	—	3		
	単位合計	85	0	0	85	31	1	0	31	13	1	0	13	1	0	13	2	0	2	4	0	131	6	0	137					

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の単位数を基に算出している。2. 「総合科目」、「外国語」、「情報」、「体育」及び「国際」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものから履修する。3. 実習科目の履修は、履修段階を順に進んでいくこととする。4. 各領域の実習科目を履修するには、原則として、各領域に関連するすべての基礎科目の単位を修得していることとする。5. 応用看護学実習を履修するには、原則として、すべての必修実習科目の単位を修得していることとする。

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数										基礎科目				関連科目				計		
	専門基礎科目					専門基礎科目					共通科目				関連科目				計		
	必修科目数	選択科目数	自由科目数	単位数	必修科目	選択科目	自由科目	単位数	必修科目	選択科目	自由科目	単位数	必修科目	選択科目	自由科目	単位数	必修科目	選択科目	自由科目	単位数	
ヘルスケア	基礎看護学概論	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	基本看護技術	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
	基本看護技術演習	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	フィジカルアセスメント	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	看護過程	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	看護生命倫理	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	臨床看護学概論	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	臨床看護学概論	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	生涯発達と家族支援	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	子どもの発達支援学概論	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
子どもの発達支援学概論	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
生涯発達看護	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
ウィメンズヘルス看護学概論	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
高齢者看護学概論	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
高齢者看護学概論	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
地域・在宅看護論	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
地域・在宅看護学概論	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
地域看護実践	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
公衆衛生看護学概論	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
地域における保健活動	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
精神看護学概論	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
精神看護学概論	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
家族病理とメンタルヘルス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
ヘルスプロモーションと看護	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
災害看護学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
看護マネジメント	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
国際看護学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
研究方法概論	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
看護学探究概論	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
国際ヘルスケア概論	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
国際ヘルスケア演習	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
ヘルスケア原理	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
ヘルスケア実習I(看護施設)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
ヘルスケア実習II(医療施設)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
単位数合計	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	
				32																	
				11																	
				0																	
				30																	
				1~4																	
				0																	
				6~9																	
				0																	
				119																	
				18																	
				0																	
				137																	

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の単位数を表す。  
 2. 「総合科目」、「体育」、「外国語」、「情報」及び「国際」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。  
 3. 実習科目の履修は、履修段階を積み重ねていくこととする。  
 4. 各領域の実習科目は、原則として、各領域に関連するすべての講義科目の単位を修得していることとする。

主専攻	専門基礎科目		基礎科目		共通科目		専攻科目		単位		合計					
	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名				
医療科学	臨床検査学分野	2	臨床検査学	2	人体構造と機能分野	1	イメージング総論	1	総合科目(学+基礎科目)	2	総合科目(フューチャーセミナー、学問への旅い)	109	18	127		
		3	病態検査学		1		生命倫理学								1	医学基礎の基礎
		1	臨床検査学		2		医学史								1	医学基礎の基礎
	形態検査学分野	2	細胞検査学	2	人体の構造と機能分野	1	医療倫理学	2	総合科目(学+基礎科目)	2	総合科目(フューチャーセミナー、学問への旅い)	109	18	127		
		2	細胞検査学		2		医療倫理学								1	医学基礎の基礎
		2	細胞検査学		2		医療倫理学								1	医学基礎の基礎
	生化学成分検査学分野	2	生化学成分検査学	2	人体の構造と機能分野	1	医療倫理学	2	総合科目(学+基礎科目)	2	総合科目(フューチャーセミナー、学問への旅い)	109	18	127		
		3	生化学成分検査学		2		医療倫理学								1	医学基礎の基礎
		1	生化学成分検査学		2		医療倫理学								1	医学基礎の基礎
	生物化学分析検査学分野	1	疑菌・細菌学	1	人体の構造と機能分野	1	医療倫理学	2	総合科目(学+基礎科目)	2	総合科目(フューチャーセミナー、学問への旅い)	109	18	127		
		1	遺伝子検査学		2		医療倫理学								1	医学基礎の基礎
		1	R検査技術学		2		医療倫理学								1	医学基礎の基礎
	病原微生物学	2	病原微生物学	2	人体の構造と機能分野	1	医療倫理学	2	総合科目(学+基礎科目)	2	総合科目(フューチャーセミナー、学問への旅い)	109	18	127		
		1	病原微生物学		2		医療倫理学								1	医学基礎の基礎
		1	病原微生物学		2		医療倫理学								1	医学基礎の基礎
病因・生体防御検査学分野	1	病原微生物学	1	人体の構造と機能分野	1	医療倫理学	2	総合科目(学+基礎科目)	2	総合科目(フューチャーセミナー、学問への旅い)	109	18	127			
	1	病原微生物学		2		医療倫理学								1	医学基礎の基礎	
	1	病原微生物学		2		医療倫理学								1	医学基礎の基礎	
生理機能検査学分野	4	生理機能検査学	4	人体の構造と機能分野	1	医療倫理学	2	総合科目(学+基礎科目)	2	総合科目(フューチャーセミナー、学問への旅い)	109	18	127			
	2	生理機能検査学		2		医療倫理学								1	医学基礎の基礎	
	3	生理機能検査学		2		医療倫理学								1	医学基礎の基礎	
検査総合管理学分野	1	検査総合管理学	1	人体の構造と機能分野	1	医療倫理学	2	総合科目(学+基礎科目)	2	総合科目(フューチャーセミナー、学問への旅い)	109	18	127			
	1	検査総合管理学		2		医療倫理学								1	医学基礎の基礎	
	1	検査総合管理学		2		医療倫理学								1	医学基礎の基礎	
医療安全管理学	2	医療安全管理学	2	人体の構造と機能分野	1	医療倫理学	2	総合科目(学+基礎科目)	2	総合科目(フューチャーセミナー、学問への旅い)	109	18	127			
	12	医療安全管理学		2		医療倫理学								1	医学基礎の基礎	
	4	医療安全管理学		2		医療倫理学								1	医学基礎の基礎	
単位合計	70		25	5	0	12	1	2	6	109	18	127				

(注) 1. この表に載せる単位数は、卒業に必要な単位数の範囲を表す。  
 2. 「総合科目」、「体育」、「外国語」、「情報」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから開修する。





別表第2 (第4条関係)  
(医学類)

専 門 科 目	左欄の専門科目を履修するための条件としてあらかじめ履修しなければならない授業科目及び修得単位数			
	区分	授業科目	修得単位数	
機能・構造と病態 I 医療概論 II	専門科目	医学統計学	1	
		医療・福祉現場でのふれあい等	2	
		医療概論 I	2	
		医学の基礎	11	
	専門基礎科目	力学 1 電磁気学 1 生物学 I 生物学 II 化学 2 化学 3	5	
	科目 ※受入要件	医科生化学	2	
		医科分子生物学	2	
機能・構造と病態 II 医療概論 III	専門科目	機能・構造と病態 I	27	
		※医学の基礎 B	9	
		※医学統計学	1	
		※医療福祉現場でのふれあい等	2	
		※医療概論 I-B	2	
		医療概論 II	2	
		English Medical Terminology I	1	
臨床的・クラークシップ準備学習 社会医学実習 M4臨床的・クラークシップ (Phase IA) 医療概論 IV	専門科目	機能・構造と病態 II	37	
		医療概論 III	3	
		English Medical Terminology II	2	
	基礎専門科目	Clinical Communication in English I	1	
		Clinical Communication in English II	1	
		TOEFL 演習	1	
	基礎科目	共通科目	総合科目	3
			体育	2
			第 1 外国語 (英語)	4
			情報	4
			国語 I	1
科目 関連	(別表1で指定している科目)	7		
M5臨床的・クラークシップ (Phase IB、Phase IIA)	専門科目	臨床的・クラークシップ準備学習 社会医学実習 M4臨床的・クラークシップ (Phase IA)	18 2 11	
		医療概論 IV	2	
M6臨床的・クラークシップ (Phase IIB) (医学主専攻) M6アドヴァンスト・エレクティブズ (医学主専攻) 研究室実習 (新医学主専攻) 医療概論 V 医学総括	専門科目	M5臨床的・クラークシップ (Phase IB、Phase IIA)	22	

※総合学域群からの移行者対象

(医学類 第2年次編入学者)

専 門 科 目	左欄の専門科目を履修するための条件としてあらかじめ履修しなければならない授業科目及び修得単位数		
	区分	授業科目	修得単位数
機能・構造と病態Ⅱ 医療概論Ⅲ	専門科目	医学の基礎B	9
		機能・構造と病態Ⅰ	27
		医療概論Ⅱ	2
		English Medical TerminologyⅠ	1
クリニカル・クラークシップ準備学習 社会医学実習 M4クリニカル・クラークシップ (PhaseⅠA) 医療概論Ⅳ	専門科目	機能・構造と病態Ⅱ	37
		医療概論Ⅲ	3
		English Medical TerminologyⅡ	2
	基礎専門科目	Clinical Communication in EnglishⅠ	1
		Clinical Communication in EnglishⅡ	1
科目基礎	TOEFL 演習	1	
M5クリニカル・クラークシップ (PhaseⅠB、PhaseⅠIA)	専門科目	クリニカル・クラークシップ準備学習 社会医学実習 M4クリニカル・クラークシップ (PhaseⅠA)	18 2 11
		医療概論Ⅳ	2
M6クリニカル・クラークシップ (PhaseⅠIB) (医学主専攻) M6アドヴァンスト・エレクティヴズ (医学主専攻) 研究室実習 (新医学主専攻) 医療概論Ⅴ 医学総括	専門科目	M5クリニカル・クラークシップ (PhaseⅠB、PhaseⅠIA)	22

(医学類 総合学域群からの移行者)

読み替え科目	単位数	右欄の科目を修得することにより、左欄の科目に読み替える	
		必修科目	単位数
医学の基礎	11	医学の基礎B	9
		医科分子生物学	2
生物学Ⅰ	1	医科生化学	2
生物学Ⅱ	1		

(8) 体育専門学群履修細則

〔平成16年6月16日〕  
体育専門学群部局細則第2号

改正 平成17年体育専門学群部局細則第1号  
平成18年体育専門学群部局細則第1号  
平成18年体育専門学群部局細則第3号  
平成19年体育専門学群部局細則第1号  
平成22年体育専門学群部局細則第1号  
平成23年体育専門学群部局細則第1号  
平成23年体育専門学群部局細則第3号  
平成25年体育専門学群部局細則第1号  
平成26年体育専門学群部局細則第1号  
平成26年体育専門学群部局細則第2号  
平成27年体育専門学群部局細則第1号  
平成28年体育専門学群部局細則第1号  
令和元年体育専門学群部局細則第1号

体育専門学群履修細則

(趣旨)

第1条 この部局細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第1条の2第1項、第25条、第28条、第31条、第33条、第35条第3項、第39条及び第40条の規定に基づき、体育専門学群における人材育成に関する目的その他教育研究上の目的（次条において「人材養成目的」という。）、教育課程の編成及びその履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(人材養成目的)

第1条の2 体育専門学群は、優れた運動技能と幅広い運動経験を基盤に、体育・スポーツ及び健康に関する総合的な知識と最新の科学的知見を活かしながら、組織を適確にマネジメントして諸々の問題解決を図ることのできる知・徳・体を具備した体育・スポーツ界のリーダーを養成することを目的とする。

(主専攻分野)

第2条 学群学則第25条に規定する主専攻分野は、次の表のとおりとする。

学 群	主 専 攻 分 野
体 育 専 門 学 群	体育学

(修得単位数等)

第3条 体育専門学群における主専攻分野別の「専門科目」、「専門基礎科目」及び「基礎科目」ごとの卒業に必要な履修科目及び修得単位数は、別表第1のとおりとする。この場合において、

「共通科目・体育」の単位については、「専門基礎科目」の「実技理論・実習」の履修により修得した単位をもって充てるものとする。

(履修科目の登録の上限)

第4条 学群学則第33条第1項に規定する履修科目の登録の上限は、45単位とする。ただし、教職に関する科目、休業期間中に行われる集中講義及び当該年度の途中で開講が決定された授業科目を除く。

2 学群学則第33条第2項に規定する上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び単位数は、次の表のとおりとする。

学 群	要 件	単位数
体育専門学群	2年次以上で、専門に関する科目の修得単位数の80パーセント以上が「A+」及び「A」の成績である者。ただし、卒業要件科目を40単位以上取得していること。	55単位

(成績の評価)

第5条 学群学則第35条第3項に規定する合格及び不合格の評語を用いることができる授業科目は、「ファーストイヤーセミナー」、「卒業研究」及び「学問への誘い」とする。

(早期卒業)

第6条 学群学則第40条に規定する早期卒業の申請に関する条件等（以下「対象者」という。）及び卒業判定基準は、次の表のとおりとする。

学 群	対 象 者	卒業判定基準
体育専門学群	次の基準を満たしている者 2年次終了時まで、卒業の要件として数えられる単位数(各年次に指定された必修科目をすべて含む。)を85単位以上修得し、その90%以上が「A」または「A+」の成績である者。また3年次春学期から卒業研究を履修して、3年次終了時まで卒業要件を満たすことが見込める者で、指導教員の推薦がある者。	学群の卒業要件を満たしていること。

(雑則)

第7条 この部局細則に規定するもののほか、卒業研究の選択及び提出時期その他体育専門学群における授業科目の履修に関し必要な事項は、体育専門学群教育会議の議を経て、学群長が定め、学内に公示するものとする。

附 則

- 1 この部局細則は、平成16年6月16日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平17. 9. 28 体育専門学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平18. 1. 25 体育専門学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平18. 9. 27 体育専門学群部局細則3号）

- 1 この部局細則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平19. 11. 21 体育専門学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平22. 1. 20 体育専門学群部局細則1号）

この部局細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平23. 1. 19 体育専門学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。ただし、第7条にあつては、平成20年度入学者から適用する。

附 則（平23. 9. 21 体育専門学群部局細則3号）

この部局細則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平25. 3. 8 体育専門学群部局細則1号）

この部局細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平26. 6. 18 体育専門学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成26年6月18日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 別表第1の自由科目（特設）を関連科目の自由科目とする内容については、平成26年4月1日現在の在籍者から適用する。

附 則（平26. 12. 3 体育専門学群部局細則2号）

この部局細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平27. 12. 2 体育専門学群部局細則1号）

この部局細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平28. 3. 4 体育専門学群部局細則1号）

この部局細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令元. 10. 16 体育専門学群部局細則1号）

この部局細則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)  
(体育専門学群)

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数															合計					
	専門科目					専門基礎科目					基礎科目										
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目						
体育	専門語学B (卒業研究領域別)	2	分野別専門科目 (科目番号がW15で始まる科目)	10	-	専門語学A	1	体育・スポーツ学領域科目 (科目番号がW87で始まる科目)	10	-	フリースト イヤーセミナー	1	総合科目 (「フリースト イヤーセミナー」 「学問への誘い」 を除く)	1~3	-	他学群の開 設科目	12~ 20	-	-	124	
	卒業研究	6	キャリア支援科目 (科目番号がW16で始まる科目)	7	-	専門基礎共通演習	1	コーチング学領域科目 (科目番号がW88で始まる科目)	4	-	総合科目	1	第1外国語(英 語)	4	芸術	0~3	-	-	-	-	
	保健体育科(体力 づくり運動)指導 法	1	卒業研究領域科目 (科目番号がW18で始まる科目)	6	-	体育科学シンポジ ウム	1	健康体力学領域科目 (科目番号がW89で始まる科目)	10	-	情報	4	第2外国語 (初修外国語)	0~4	博物館に関 する科目	-	-	-	-	-	-
学	種目別コーチング 演習Ⅰ~Ⅱ	3	体育専門学群で開設する専門 科目	5~ 20	-	体育・スポーツ専門 英語基礎演習	1	実技理論・実習(A群からG 群まで各群から1単位ずつ履 修すること。)	7	-	国語	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	スポーツキャリア 形成Ⅰ~Ⅲ	3	-	-	-	臨海実習	1	体育専門学群で開設する専門 基礎科目	0~ 8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	単位合計	15		28~43			6		31~39			12		1~ 10			12~25		33	91	124

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数値を表す。  
 2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。  
 3. 「総合科目」、「第1外国語」及び「第2外国語」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。  
 4. 外国人留学生又は外国において中等教育を受けた学生は、「第1外国語」の(英語)を(日本語)に替えることができる。  
 5. 自由科目(特設)については、4単位を上限として卒業に必要な単位として含めることができる。

## (9) 芸術専門学群履修細則

平成16年6月16日  
芸術専門学群部局細則第2号

改正 平成18年芸術専門学群部局細則第1号  
平成19年芸術専門学群部局細則第1号  
平成21年芸術専門学群部局細則第1号  
平成22年芸術専門学群部局細則第1号  
平成23年芸術専門学群部局細則第1号  
平成23年芸術専門学群部局細則第3号  
平成24年芸術専門学群部局細則第1号  
平成25年芸術専門学群部局細則第1号  
平成27年芸術専門学群部局細則第1号  
平成28年芸術専門学群部局細則第1号  
平成28年芸術専門学群部局細則第2号  
平成31年芸術専門学群部局細則第1号  
令和2年芸術専門学群部局細則第1号

### 芸術専門学群履修細則

#### (趣旨)

第1条 この部局細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第1条の2第1項、第25条、第28条、第33条、第35条第2項、第39条第1項及び第40条の規定に基づき、芸術専門学群における人材養成に関する目的その他教育研究上の目的（次条において「人材養成目的」という。）、教育課程の編成及びその履修に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (人材養成目的)

第1条の2 芸術専門学群は、学際的・国際的な視野と確かな学力を持ち、かつ柔軟な発想力と豊かな表現力を備え、創造的活力に満ちた美術及びデザインの専門家を養成することを目的とする。

#### (主専攻分野)

第2条 学群学則第25条の部局細則で定める主専攻分野は、次の表のとおりとする。

学 群	主 専 攻 分 野
芸術専門学群	芸術学、日本芸術

#### (履修方法)

第3条 芸術専門学群における主専攻分野別の「専門科目」、「専門基礎科目」及び「基礎科目」ごとの卒業に必要な履修科目及び修得単位数は、別表第1のとおりとする。

#### (履修科目の登録の上限)

第4条 学群学則第33条第1項の部局細則で定める履修科目の登録の上限は、45単位（「教職

に関する科目」及び「博物館に関する科目」を除く。)とする。

- 2 学群学則第33条第2項の部局細則で定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び単位数は、次の表のとおりとする。

学 群	要 件	単位数
芸術専門学群	(1) 前年度までの総履修科目の90パーセント以上が「A+」 又は「A」であること。 (2) 学群長が特別な事情があると認めた者	50単位

(成績の評価)

- 第5条 学群学則第35条第2項の部局細則で定める合格及び不合格の評語を用いることができる授業科目は、「ファーストイヤーセミナー」、「学問への誘い」、「Japan-Expert ファーストイヤーセミナー」、「学外演習」、「インターンシップ」、「領域研究Ⅰ、Ⅱ」、及び「彫塑特別実習」とする。

(早期卒業)

- 第6条 学群学則第40条に規定する早期卒業の対象者及び基準は、次の表のとおりとする。

学 群	対 象 者	基 準
芸術専門学群	次の基準を満たしている者 2年次終了時までの総履修科目の 90パーセント以上が「A+」又は「A」 であること。	(1) 学群の卒業要件を満たしている こと。 (2) 卒業研究の内容が優秀と認めら れること。

(雑則)

- 第7条 この部局細則に定めるもののほか、卒業研究の選択及び提出時期その他芸術専門学群における授業科目の履修に関し必要な事項は、専門学群教育会議の議を経て、学群長が定め、学内に公示するものとする。

附 則

- この部局細則は、平成16年6月16日から施行し、同年4月1日から適用する。
- この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則 (平18. 1. 18芸術専門学群部局細則1号)

- この部局細則は、平成18年4月1日から施行する。
- この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則 (平19. 12. 12芸術専門学群部局細則1号)

- この部局細則は、平成20年4月1日から施行する。
- この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 1. 1. 2 1 芸術専門学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 2. 1. 2 0 芸術専門学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法、上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び早期卒業の基準にあつては、改正後の第 5 条、第 8 条及び別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平 2 3. 1. 1 9 芸術専門学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 3. 9. 2 1 芸術専門学群部局細則 3 号）

この部局細則は、平成 2 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 4. 1. 2 5 芸術専門学群部局細則 1 号）

この部局細則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 5. 2. 2 0 芸術専門学群部局細則 1 号）

この部局細則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 7. 1. 2 1 芸術専門学群部局細則 1 号）

この部局細則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 8. 1. 2 0 芸術専門学群部局細則 1 号）

この部局細則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 8. 6. 1 5 芸術専門学群部局細則 2 号）

この部局細則は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平 3 1. 1. 1 6 芸術専門学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令 1. 9. 1 8 芸術専門学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

別表第1(第3条関係)  
(芸術専門学群)

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数											計			合計								
	専門基礎科目					基礎科目					関連科目												
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	必修科目	単位数	選択科目	単位数		自由科目	必修科目	単位数					
芸術学	卒業研究	6	VBで始まる授業科目(領域研究 I、II、領域特別演習 I、II、IIIを除く)	40 ~ 64	-	芸術キャリア教育 アート&デザイン入門 芸術と文化 芸術と社会 英語基礎演習A,B,C	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	総合科目 (フリーストイヤーセミナー、 学問への誘い)	2	総合科目(学上基礎科目)	1 ~ 3	-	-	-	-	0 ~ 18	28	96	0	124
	領域研究 I	1	領域特別演習 I、II、IIIを除く	0 ~ 15	-	美術史概説 デザイン史概説 1YAで始まる基礎演習 1YAで始まる概論 1YAで始まる授業科目	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	総合科目(学上基礎科目)	2	2 体育 4 第1外国語(英語) 4 第2外国語(初修外国語) 情報 国語 芸術	0 ~ 2 0 ~ 4 0 ~ 4 0 ~ 2 0 ~ 3	-	-	-	-	4 ~ 18	-	-	-	-
	領域特別演習 I	1	領域特別演習 I、II、IIIを除く	0 ~ 15	-	美術史概説 デザイン史概説 1YAで始まる基礎演習 1YAで始まる概論 1YAで始まる授業科目	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	総合科目(学上基礎科目)	2	2 体育 4 第1外国語(英語) 4 第2外国語(初修外国語) 情報 国語 芸術	0 ~ 2 0 ~ 4 0 ~ 4 0 ~ 2 0 ~ 3	-	-	-	-	4 ~ 18	-	-	-	-
	領域特別演習 II	1	領域特別演習 I、II、IIIを除く	0 ~ 15	-	美術史概説 デザイン史概説 1YAで始まる基礎演習 1YAで始まる概論 1YAで始まる授業科目	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	総合科目(学上基礎科目)	2	2 体育 4 第1外国語(英語) 4 第2外国語(初修外国語) 情報 国語 芸術	0 ~ 2 0 ~ 4 0 ~ 4 0 ~ 2 0 ~ 3	-	-	-	-	4 ~ 18	-	-	-	-
	領域特別演習 III	1	領域特別演習 I、II、IIIを除く	0 ~ 15	-	美術史概説 デザイン史概説 1YAで始まる基礎演習 1YAで始まる概論 1YAで始まる授業科目	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	総合科目(学上基礎科目)	2	2 体育 4 第1外国語(英語) 4 第2外国語(初修外国語) 情報 国語 芸術	0 ~ 2 0 ~ 4 0 ~ 4 0 ~ 2 0 ~ 3	-	-	-	-	4 ~ 18	-	-	-	-
単位合計	11		50 ~ 64	5	13 ~ 20	-	12	1 ~ 12	-	-	12	6 ~ 24	6 ~ 24	6 ~ 24	6 ~ 24	6 ~ 24	6 ~ 24	6 ~ 24	6 ~ 24	6 ~ 24	6 ~ 24	6 ~ 24	6 ~ 24

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の単位数を表す。  
 2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすることはできない。  
 3. 各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。なお、他学群の授業科目番号等において読み替えを必要とする場合は、別途通知する。  
 4. 「総合科目」、「体育」、「第1外国語」、「第2外国語」、「国語」及び「芸術」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。  
 5. 留学生及び外国において中等教育を受けた学生は、「第1外国語」を「日本語」とすることができる。



## (10) 総合学域群履修細則

〔 令和 2 年 1 0 月 2 3 日 〕  
総合学域群部局細則第 4 号

改正 令和 4 年総合学域群部局細則第 1 号

### 総合学域群履修細則

#### (趣旨)

第 1 条 この部局細則は、筑波大学学群学則（平成 1 6 年法人規則第 1 0 号。以下「学群学則」という。）第 1 条の 3 第 3 項、第 3 3 条及び第 3 5 条第 3 項の規定に基づき、総合学域群における教育上の目的、授業科目の履修等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (教育上の目的)

第 2 条 総合学域群は、文系又は理系の区分のみを定めて行う入学者の選抜による入学者の移行までにおける修学支援を通じて、学生が幅広い学問分野から専門分野を選択することに資するとともに、キャリアを主体的に切り拓く力の涵養に資することを教育上の目的とする。

#### (履修科目の登録の上限)

第 3 条 学群学則第 3 3 条第 1 項の部局細則で定める履修科目として登録することができる単位数の上限（以下この条において「履修科目の登録の上限」という。）は、4 5 単位とする。ただし、履修科目のうち教職に関する科目の単位数を除く。

2 学群学則第 3 3 条第 2 項の部局細則で定める所定の単位を優れた成績をもって修得したとは、第 1 年次の春学期において修得した単位に係る授業科目の成績における評語の「A」以上の割合が 8 0 % 以上である者とし、当該者に係る履修科目の登録の上限は、5 0 単位とする。

#### (成績の評価)

第 4 条 学群学則第 3 5 条第 3 項の部局細則で定める P 及び F の評語を用いることができる授業科目は、「ファーストイヤーセミナー」及び「学問への誘い」とする。

#### (他大学等における授業科目の履修等の取扱い)

第 5 条 筑波大学学群学生の他大学等における授業科目の履修等に関する法人細則（平成 1 7 年法人規則第 1 8 号）第 9 条第 3 項に規定する総合学域群長が単位の認定を行うことができる授業科目は、標準履修年次が第 1 年次の共通科目に区分される授業科目であって学類又は芸術専門学群において移行の重点科目に指定されているもの以外のものとする。

#### (雑則)

第 6 条 この部局細則に定めるもののほか、総合学域群における授業科目の履修に関し必要な事項は、総合学域群運営委員会の議を経て総合学域群長が定め、学内に公示するものとする。

#### 附 則

この部局細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則（令 4. 2. 1 8 部局細則 1 号）

この部局細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 6. 地球規模課題学位プログラム（学士）の人材養成目的等に関する法人細則

〔平成29年10月19日〕  
〔法人細則第17号〕

改正 平成30年法人細則第10号

平成30年法人細則第18号

令和 2年法人細則第 4号

令和 3年法人細則第12号

令和 4年法人細則第 1号

### 地球規模課題学位プログラム（学士）の人材養成目的等に関する法人細則

#### （趣旨）

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第46条の2に定める地球規模課題学位プログラム（学士）（以下「学位プログラム」という。）における入学、教育方法、卒業、その他学生の修学上に必要な事項等について、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### （修業年限）

第2条 学位プログラムの修業年限は、学群学則第2条第1項に定める4年とする。

#### （人材養成目的）

第3条 学位プログラムは、地球規模課題全般を俯瞰する幅広い基礎知識を身に付け、人間と環境に関する課題を解決するために分野を超えて必要な情報・技術を自ら意欲的に求めていく姿勢を持ち、多くの選択肢の中から最適な解決を意思決定できる人材を養成することを目的とする。

#### （入学の時期）

第4条 入学の時期は、10月とする。

#### （入学者選抜に関する基本方針）

第5条 地球環境（気候変動、自然破壊、公害等）、人類社会（食糧、貧困、長寿社会等）の問題に関心を持ち、文系及び理系の知識を活用しながら、将来、国内外のグローバル企業、国際機関等で社会に貢献できる、又はイノベーションに貢献できる人材を選抜する。

#### （学群又は学類間の移籍）

第6条 学位プログラムの学生が他の学群又は学類に移籍を志願した場合及び他の学群又は学類の学生が学位プログラムに移籍を志願した場合の取扱いについては、学群学則第20条に定めるところによる。

#### （編入学生及び転学群又は転学類による移籍者の既に履修した授業科目等の取扱い）

第7条 学群学則第22条の規定により学生が既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数及び在学年限については、学位プログラムへの編入学の取扱いについて及び学

位プログラムにおける転学群・転学類の取扱いについて定める。

(教育課程の編成方針)

第8条 学位プログラムは、地球規模課題を俯瞰するという明確な目的をもった総合的な知識を修得し、課題解決のために必要な情報を自ら収集し分析する能動的姿勢を身に付け、グローバルな交渉力とマネジメント力を培う教育課程を編成する。

(教育課程の編成等)

第9条 学位プログラムの授業科目、単位数及び履修方法については、学位プログラムにおける教育課程の編成等について（以下「教育課程の編成等」という。）で定める。

(主専攻分野)

第10条 学群学則第25条に規定する主専攻分野は、次の表のとおりとする。

学位プログラム	主専攻分野
地球規模課題学位プログラム（学士）	学際

(学位授与の方針)

第11条 所定の年限在学し、所定の単位数を修得した者に学士の学位を与える。

2 学位プログラムの卒業にあつては、次の基準に到達していることを目標とする。

- (1) 文理融合の立場から、地球規模課題を俯瞰できる幅広い知識を修得していること。
- (2) 地球規模課題に関して、体系的な専門知識を身につけ、多角的な視点から総合的に分析し、創意工夫によって課題解決に取り組む能力を修得していること。
- (3) グローバル社会において自分自身の見解を論理的かつ説得的に主張しつつ、他者の意見にも十分耳を傾ける柔軟なコミュニケーション能力を有し、異分野・異文化の環境において積極的にリーダーシップを発揮し、社会に貢献できる能力を修得していること。
- (4) グローバル社会における高い倫理観及びダイバーシティに関する理解能力を修得していること。

(履修方法等)

第12条 学群学則第39条第1項に規定する学位プログラムにおける主専攻分野別の専門科目、専門基礎科目及び基礎科目ごとの卒業に必要な履修科目及び修得単位数は、別表のとおりとする。

(履修科目の登録の上限)

第13条 学群学則第33条第1項に規定する履修科目の登録の上限は、45単位とする。ただし、夏季・冬季・春季休業期間中に行われる集中授業を除くものとする。

2 学群学則第33条第2項に規定する上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び単位数は、次の表のとおりとする。

学位プログラム	要件	単位数
地球規模課題学位プログラム（学士）	(1) 前年度において、卒業要件として修得すべき単位を40単位（1年次にあつては20単位）以上修得し、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が80%以上である場合	55単位

	(2) 学位プログラムリーダーが特別な事情があると認めた場合	
--	--------------------------------	--

(学位授与)

第14条 第12条に定める学位プログラムの卒業要件を満たした者には、学士（学術）の学位を授与する。

(早期卒業)

第15条 学群学則第40条に規定する早期卒業の対象者及び卒業判定基準は、次の表のとおりとする。

学位プログラム	対 象 者	卒業判定基準
地球規模課題学位プログラム（学士）	3年次の秋学期終了時まで卒業の要件として必要な単位数を100単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が50%以上であること及び卒業研究を履修し、4年次の秋学期終了時に卒業要件をすべて満たすことが見込まれること。	(1) 学位プログラムの卒業要件を満たしていること。 (2) 卒業研究の内容が特に優秀と認められること。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第16条 学位プログラムに参画する教員は、Faculty Development (FD)・Staff Development (SD)研修会において、学位プログラムの人材養成目的、カリキュラムポリシー、教育指導法、成績評価等について意見交換・討論を行い、共通認識を持って教育に当たる。

2 学位プログラムに参画する教職員は、学位プログラムに関係する教職員の協力関係の構築及び学生指導活動の一層の充実を図るものとする。

(卒業論文の作成等の単位の取扱い)

第17条 卒業論文の作成等に関し、授業科目により指導し、その学修等を考慮して授与する単位数については、6単位とする。

(期末試験)

第18条 期末試験は、原則として、学年暦で定められた期末試験期間に行うこととする。ただし、前条に規定する科目については、平常の学修の成績等をもって試験に代えることができる。

(成績の評語)

第19条 学群学則第35条第3項に規定するP又はFの評語を用いることができる授業科目は、「ファーストイヤーセミナー」及び「学問への誘い」とする。

2 GPA制度における学群の学期GPA及び累積GPAの対象から除外する科目は、設定しない。

(雑則)

第20条 この法人細則に規定するもののほか、主専攻分野の選択時期、早期卒業の申請時期、卒業研究の選択及び提出時期その他学位プログラムにおける授業科目の履修に関し必要な事項は、学位

プログラム教育会議の議を経て、学位プログラムリーダーが定め、学内に公示するものとする。

附 則

この法人細則は、平成29年10月19日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則（平30. 3. 29法人細則10号）

（施行期日）

- 1 この法人細則は、平成30年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この法人細則の施行の日前に地球規模課題学位プログラム（学士）に入学している者に係る別表の規定の適用については、この法人細則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平30. 11. 28法人細則18号）

（施行期日）

- 1 この法人細則は、平成31年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この法人細則の施行の日前に地球規模課題学位プログラム（学士）に入学している者に係る別表の規定の適用については、この法人細則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令2. 2. 6法人細則4号）

（施行期日）

- 1 この法人細則は、令和2年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この法人細則の施行の日前に地球規模課題学位プログラム（学士）に入学している者に係る別表の規定の適用については、この法人細則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令3. 11. 25法人細則12号）

（施行期日）

- 1 この法人細則は、令和3年11月25日から施行し、この法人細則による改正後の地球規模課題学位プログラム（学士）の人材養成目的等に関する法人細則の規定は、同年10月1日から適用する。  
（経過措置）
- 2 この法人細則の適用の日前に地球規模課題学位プログラム（学士）に入学している者に係る別表の規定の適用については、この法人細則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令4. 1. 27法人細則1号）

（施行期日）

- 1 この法人細則は、令和4年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この法人細則の施行の日前に地球規模課題学位プログラム（学士）に入学している者に係る第19条第1項及び別表の規定の適用については、この法人細則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

